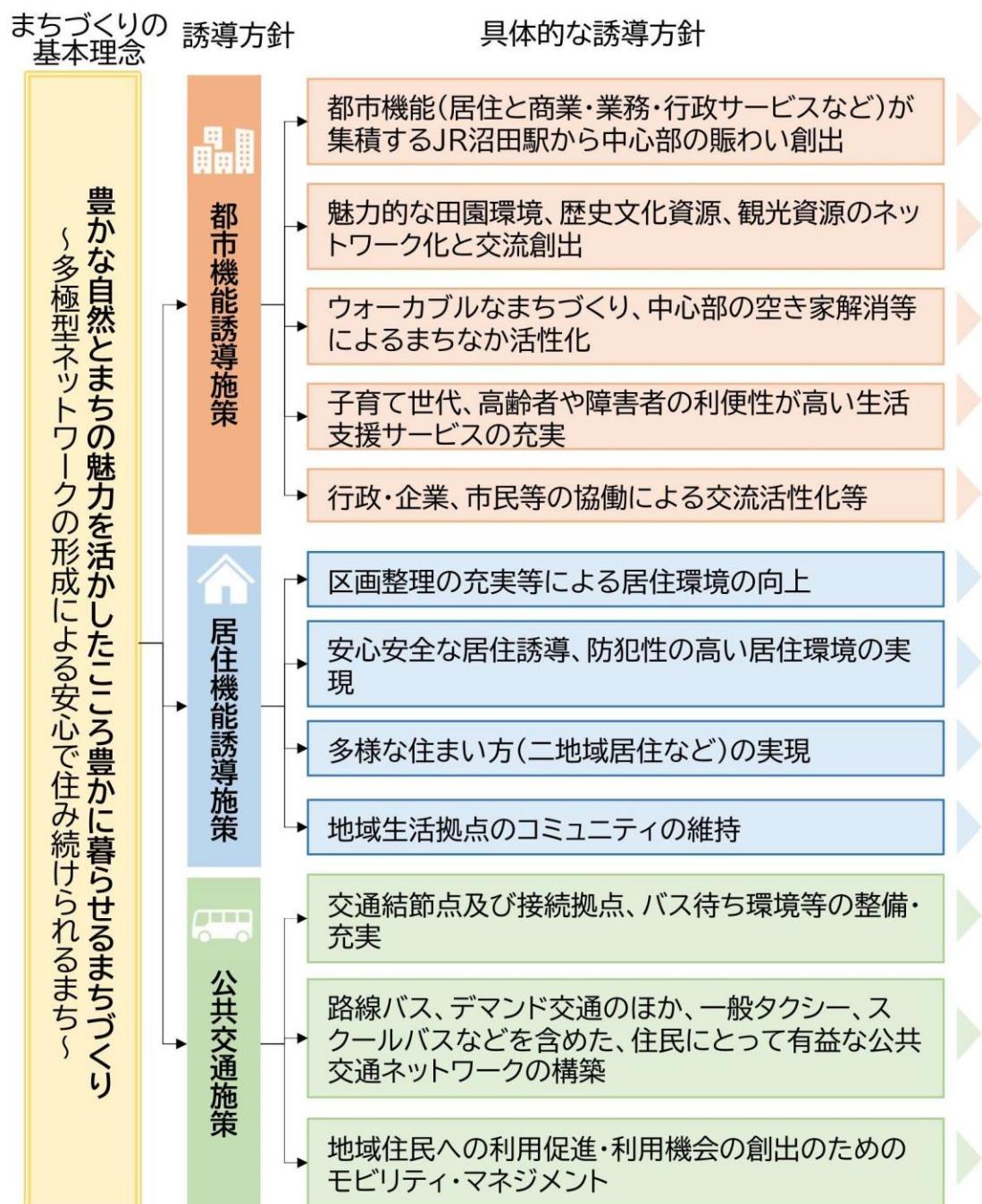


### 1 誘導施策の体系



誘導施策は、本市が抱える課題を解決するために、前章までに設定した都市機能誘導区域及び居住誘導区域を踏まえ、まちづくりの方針の実現に向け「都市機能誘導に係る施策」、「居住誘導に係る施策」、「公共交通に係る施策」を策定し、取り組みます。これにより、都市のサービス水準や人口密度の維持・向上を図り、魅力あるまちづくりを実現します。なお、誘導施策の体系は以下のとおり整理しています。

## 施策

- 駅周辺や中心部における都市機能の充実
- 公共施設の再編による適正配置
- 土地区画整理事業による中心市街地の整備
- テラス沼田の利活用
- 都市機能を誘導するための届出・勧告

- 歴史文化・観光資源等の活用や保存
- 良好な街なみ景観の形成
- 市内に点在する歴史文化・観光資源を結ぶ観光ネットワークの構築

- 空き店舗等の低未利用地の利活用
- スマートウェルネスの推進

- 次世代を担う子供や子育て世代向け施設の整備
- 交流の場の形成の推進

- 市民参加の体制づくり
- まちづくりの担い手育成
- 民間活力の導入

- 中心拠点居住の推進
- 土地区画整理事業の推進
- 周辺環境等を活かした居住環境の創出
- 居住を誘導するための届出・勧告

- 災害リスクの低い居住誘導区域への誘導
- 防犯に強い居住環境の形成
- 公営住宅の整備・管理

- 移住・二地域居住の推進
- 空き家の活用

- 良好な居住環境の維持

- 交通結節点の機能強化
- バス待合環境の整備

- 地域間輸送ネットワークの確立
- 広域交通とのアクセス性向上
- デマンド交通や新技術・他手段の活用

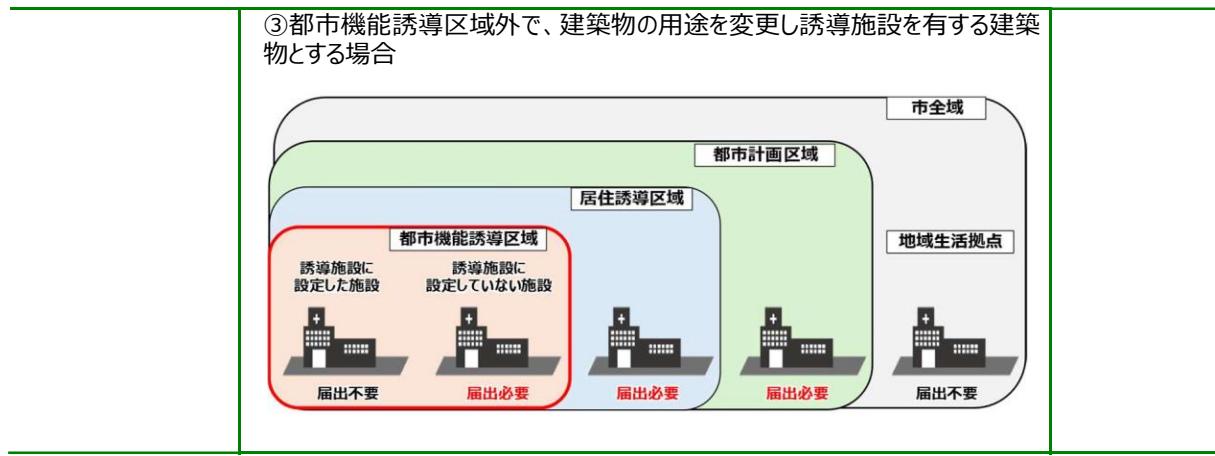
- モビリティ・マネジメントの実施
- 公共交通乗り方教室等のイベントの開催
- 利用促進・サービス認知向上に向けた広報資料の作成

## 2 誘導施策の設定

### (1) 都市機能の誘導に係る施策

都市機能の誘導に係る施策を以下のとおり整理しました。

誘導方針 1	都市機能（居住と商業・業務・行政サービスなど）が集積するJR沼田駅から中心部の賑わい創出	所管課
施策	具体的な内容	
駅周辺や中心部における都市機能の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>中心部は、「中心市街地街なか再生関連推進事業」や「やさしさ・にぎわいの核整備事業」等により、担うべき役割に応じた都市機能の集積や更新、土地の高度利用を行い、中心部としての賑わいと魅力ある市街地の形成を図る。</li><li>JR沼田駅前周辺は、駅前広場を活かしつつ、公共交通機関の待ち時間に市民が滞留できる交流施設の整備を検討することで、人や情報の交流拠点として賑わいと魅力ある市街地の形成を図る。</li><li>市民体育館、保健福祉センター、利根沼田文化会館や学校施設が集まる一帯において、スポーツ・文化・教育などの公的集客施設や文教施設の集積を図り、中心部やJR沼田駅などと連携して、多くの人に心身の潤いと安らぎを与える、こころ豊かに暮らすことのできるまちづくりの一端を担う、文教・業務地の形成を図る。</li><li>医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対しては、都市構造再編集中支援事業等の国の支援も活用する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>企画政策課</li><li>資産活用課</li><li>社会福祉課</li><li>こども課</li><li>都市計画課</li><li>教育総務課</li><li>生涯学習課</li><li>スポーツ振興課</li></ul>
土地区画整理事業による中心市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>土地区画整理事業による再生を進めることで、都市機能の再編、諸施設の適正配置を図り、回遊性の高い魅力ある都市空間の形成を図る。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>都市計画課</li></ul>
公共施設の再編による適正配置	<ul style="list-style-type: none"><li>公共施設の再編による適正配置について、公共施設等総合管理計画に基づくアクションプランの推進により、人口動向や市民ニーズ、周辺施設の立地状況及び類似施設の状況等を踏まえ、適切な規模及び機能の複合化等を検討し、効果的かつ効率的な配置を推進する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>資産活用課</li></ul>
テラス沼田の利活用	<ul style="list-style-type: none"><li>テラス沼田は、令和元年5月より、分散していた庁舎等を集約するとともに、多様な世代の交流や様々な活動の場としての市民活動や商業・業務機能を併設した複合施設として活用されていることから、今後も既存機能の維持・強化により、中心部の利便性向上及び交流促進を図る。</li><li>平時は、市民活動の拠点として市民が気軽に利用できるスペースの提供や、子育て支援の拠点として子育て親子の相互交流や子育てサークル活動等の交流の場の提供を推進する。また、創業支援センターを設置し、創業前後における経営指導等サポート体制を構築するとともにインキュベーションオフィスを提供することで、市内での起業を推進する。</li><li>地震・豪雪・豪雨等による災害時には、一時避難、応急措置を行うほか、支援物資の保管・輸送など、市民にとって安心・安全の拠点としての機能を果たし、防災拠点としての活用を図る。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>地域安全課</li><li>資産活用課</li><li>社会福祉課</li><li>こども課</li><li>産業振興課</li></ul>
都市機能を誘導するための届出・勧告	<ul style="list-style-type: none"><li>都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するため、都市機能誘導区域外で以下の開発行為等を行う場合には、原則として開発行為等に着手する30日前までに、市長への届出が必要となる。また、都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止を事前に把握するため、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、誘導施設を休止又は廃止しようとする日の30日前までに、市長への届出が必要となる。</li><li>届出が必要となる対象行為を以下とおり。 【開発行為】 都市機能誘導区域外で、誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 【開発行為以外】 ①都市機能誘導区域外で、誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②都市機能誘導区域外で、建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>都市計画課</li></ul>



誘導方針 2	魅力的な田園環境、歴史文化資源、観光資源のネットワーク化と交流創出	
施策	具体的な内容	所管課
歴史文化・観光資源等の活用や保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>沼田城跡をはじめとする市内に点在する史跡、城跡、神社仏閣等の歴史文化資源の維持・保全を図る。</li> <li>沼田公園から沼田市歴史資料館、文化財施設を集約したにぎわいの核までを歴史巡りの名所として整備を推進する。</li> </ul> <p><b>【地域資源活用事業】</b> 沼田市観光協会と連携し、文化財施設の利活用及び街なかのにぎわい創出の一環として事業を実施。 (資料：沼田市 HP)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光交流課</li> <li>都市計画課</li> <li>文化財保護課</li> </ul>
良好な街なみ景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道 17 号や国道 120 号の沿道は、市街地の再整備に併せて、街路樹等の整備や屋外広告物の規制等を図り、良好な街なみ景観の形成を図る。また、街なみ景観の形成を図るため、地区計画制度等の活用やガイドラインの策定等、実効力のある景観誘導策を検討する。</li> </ul>	・都市計画課
市内に点在する歴史文化・観光資源を結ぶ観光ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>城跡等の歴史文化資源、玉原高原や老神温泉等の観光資源、観光農園等の体験型観光施設など、市内に点在する歴史文化・観光資源を結ぶ観光ネットワークづくりや、グリーンツーリズム等を行う環境づくりを推進する。</li> <li>本市の観光振興の柱である「食」、「歴史」、「自然」を広く P R し、地域資源を活用した周遊ルートの整備、プログラムの構築を推進する。</li> </ul>	・観光交流課

誘導方針 3 ウオーカブルなまちづくり、中心部の空き家解消等によるまちなか活性化		
施策	具体的な内容	所管課
空き店舗等の低未利用地の利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沼田商工会議所やぬまた起業塾と連携しながら、空き店舗等を活用し、地域経済の活性化・にぎわいの創出を推進するとともに、新規事業者の支援・育成を推進する。住居と併設されている空き店舗も多いため、店舗改修のための補助制度の充実や住居のあっせん等の空き店舗活用を促進するための施策についても検討する。</li> <li>・学校の統廃合等による空き施設や跡地については、民間事業者とも連携し、地域の賑わい創出に寄与する利活用方針を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産活用課</li> <li>・産業振興課</li> <li>・観光交流課</li> <li>・建築住宅課</li> <li>・都市計画課</li> </ul>
スマートウェルネスの推進	<p>・「歩いて健康になるまちづくり」を目指し、ウォーキングを中心に各種スポーツを推進し、地域の絆づくりやまちづくりを推進する。「歩いて健康になるまちづくり」を具体化するため、ウォーキング参加、各種検診、市主催の健康づくり講座やイベントへの参加などによりポイントが付く「健康ポイント」制を導入するとともに、貯まったポイントは電子地域通貨 tengoo（てんぐー）に交換することで、市内の買い物等でも利用できる地域内循環の仕組みを構築する。</p> <p><b>【スマートウェルネスぬまた推進事業】</b></p> <p>ウォーキング等を通じて、「健康ポイント」が付与され、沼田市電子地域通貨「tengoo」に交換することができる。</p>  	・健康課

誘導方針 4 子育て世代、高齢者や障害者の利便性が高い生活支援サービスの充実		
施策	具体的な内容	所管課
次世代を担うこどもや子育て世代向け施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点（子育て支援センター、子ども広場）や学童クラブなど、子育て世代の多様なニーズにあわせた子育て支援事業の充実を図る。</li> <li>・民間による施設整備を促進するとともに、公立保育園の統廃合を計画的に進め、安心・安全で快適な保育環境の確保を図る。</li> <li>・こどもたちの遊び場の充実を図るため、既存の公園の機能更新と適切な維持管理を行い、憩いとやすらぎの場として充実を図る。</li> </ul> <p><b>【地域子育て支援センター】</b></p> <p>沼田市内には現在 3 カ所の地域子育て支援センターが位置しており、0 歳から就学前までのこどもと保護者が過ごすことができる。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども課</li> <li>・健康課</li> <li>・都市計画課</li> </ul>

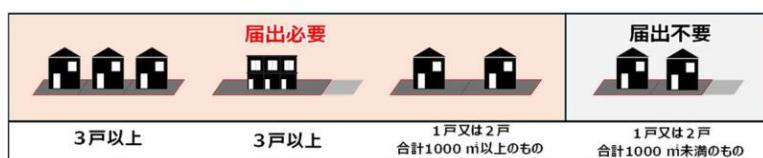
多様な年代向け施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ形成の場として、ふれあい福祉センターや保健福祉センター、コミュニティセンター等の適切な維持管理を図るとともに、効率的な管理運営のため、拠点等への機能集約や学習スペースの併設等による機能の複合化についても検討する。</li> <li>・高齢者を対象に行っているサロンや通いの場の設置促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産活用課</li> <li>・市民協働課</li> <li>・社会福祉課</li> <li>・介護高齢課</li> </ul>
<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>【ふれあい・いきいきサロン活動】</b></p> <p>高齢者を対象として、外出機会の確保や居場所づくり、仲間づくり等を目的として、設置を推進。</p> <p style="text-align: center;">ふれあい・いきいきサロン設置数 目標値：70 か所</p> </div>		

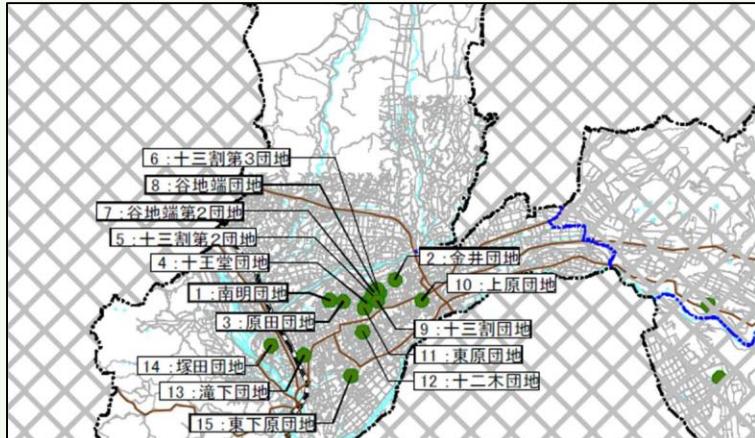
誘導方針 5	行政・企業、市民等の協働による交流活性化等	
施策	具体的な内容	所管課
市民参加の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のニーズに基づき必要な支援を行い、市民と行政のパートナーシップによる魅力あるまちづくりへの取組を推進する。</li> <li>・N P O 法人及び市民活動団体等の活動支援のため、市民活動センターにおいて市民活動の支援を行うとともに、啓発事業、情報収集・発信事業の充実を図り、中間支援機能を充実させることで活性化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民協働課</li> </ul>
まちづくりの担い手育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり講演会や出前講座等を通じ、市民のまちづくりに対する意識の啓発を図るとともに、まちづくりに関する市民アンケート調査やワークショップの開催、まちづくり懇談会の設置等、市民が協働のまちづくりに参加できる多様な場の確保を図る。</li> <li>・地域コミュニティやボランティア組織などの多様なまちづくり活動を支援するとともに、それらの組織と連携し、リーダーとなるまちづくりの担い手育成を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民協働課</li> <li>・都市計画課</li> </ul>
民間活力の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業等に協働のまちづくりへの参加を働きかけるとともに、施設整備等にあたっては民間企業などが有するノウハウや資本等の民間活力の導入を図り、効率的なまちづくりを推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産活用課</li> </ul>

## (2) 居住の誘導に係る施策

居住の誘導に係る施策を以下のとおり整理しました。

誘導方針 1	区画整理の充実等による居住環境の向上	
施策	具体的な内容	所管課
中心拠点居住の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺環境との調和や美しい都市景観の形成に配慮しつつ、低未利用地等の有効活用を図りながら、生活や移動の利便性が確保された居住誘導区域への居住を促進し、居住者の多様なニーズに応じた住宅地の形成を図る。なお、居住誘導区域内に居住する人口の増加を目的に補助金等の導入を検討する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①居住誘導区域内で住宅を新築又は購入する場合、補助金の交付もしくは固定資産税の減免等を検討する。</li> <li>②居住誘導区域内に立地する賃貸住宅への引っ越しに係る費用の一部補助を検討する。</li> <li>③居住誘導区域内への居住に与する既存の補助金に対して、補助額の嵩上げを検討する。</li> <li>④上記と併せて、住宅金融支援機構による地域連携型フラット 35 との連携を検討する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産活用課</li> <li>・観光交流課</li> <li>・建築住宅課</li> <li>・都市計画課</li> </ul>
土地区画整理事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理事業において、歩道や緑地・広場等の延焼防止空間の確保を推進する。また、老朽化した木造建築物が密集している地域では、共同建替えや協調建替え等の方策を検討し、計画的な整備を進めることにより、災害に強い街区形成を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画課</li> </ul>
周辺環境等を活かした居住環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>環状線の内側で中心部に隣接する地域では、住宅を主体としながら商業・業務、医療・福祉等の機能の充実を図り、職住が近接した利便性の高い市街地の形成を図る。</li> <li>環状線周辺や河岸段丘の斜面緑地に隣接する地域では、戸建住宅を主体としながら、中高層の共同住宅や小規模な店舗などが共存する良好な居住環境の保全を図る。</li> <li>生活道路の改善、緑地や広場などの整備を進め、多様な世代・世帯が快適に暮らすことのできる住宅市街地の創出を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画課</li> </ul>
居住を誘導するための届出・勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するため、居住誘導区域外において、以下に示す一定規模以上の開発行為・建築等行為を行う場合には、原則として開発行為等に着手する 30 日前までに、市長への届出が必要となる。           <ul style="list-style-type: none"> <li>届出が必要となる一定規模以上の開発・建築行為を以下に示す。</li> <li>① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為・住宅新築</li> <li>② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m<sup>2</sup>以上のもの</li> <li>③ 3戸以上の住宅への改築、用途変更</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画課</li> </ul>



誘導方針 2 安心安全な居住誘導、防犯性の高い居住環境の実現		
施策	具体的な内容	所管課
災害リスクの低い地域への居住誘導	・防災指針に基づく災害リスクの見える化を進めるとともに、建築物等の立地に関する制度を適切に活用し、災害リスクの低いエリアへの居住誘導を図る。	・都市計画課
防犯に強い居住環境の形成	・防犯灯の新設及び維持管理、防犯カメラの維持管理を行うことで、地域の防犯体制強化を推進する。	・地域安全課
公営住宅の整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅について「沼田市市営住宅長寿命化計画」に基づき、住戸改善等による居住環境の向上を行い、長期的な維持管理と安定的な確保を図る。</li> <li>老朽化した市営住宅の解体を進めることにより、耐用年限を超過した団地の用途廃止等の適切な管理を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産活用課</li> <li>・建築住宅課</li> </ul>
<p><b>【公営住宅の分布状況】</b> (資料: 沼田市公共施設等総合管理計画)</p> 		

誘導方針 3 多様な住まい方（二地域居住やスローライフの実現など）の実現		
施策	具体的な内容	所管課
移住・二地域居住の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>トライアルハウス（お試し住宅）事業やトライアルステイ事業の推進により、本市の魅力、自然・文化・伝統行事等を含めた実際の生活や本市の良さへの理解を深める取組を進めるとともに、住居選定の拠点として利用できる環境整備を推進する。</li> <li>移住相談会（オンライン相談含む）の実施により、移住への興味がある方々に対して本市の魅力や施策等を説明し、将来的な定住人口または二地域居住人口の増加を図る。</li> <li>定住人口や二地域居住人口の増加に向けては、教育・子育て環境の充実も必要となるため、関係部局と連携しながら、取組を推進する。</li> </ul>	・観光交流課
<p><b>【沼田市移住促進トライアルハウス】</b></p> <p>利用期間は 1泊 2日から 4泊 5日まで可能である。 無料で利用することができる。</p> <p>(資料: 沼田市 HP)</p> 		

空き家の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>ぬまた暮らしの物件情報バンクにより、市街地を中心に市内の住宅用地、建物、アパートなどの借地の情報をまとめて公開することで、本市への移住先の参考としてもらい、将来的な移住を促進する。</li> <li>宅建協会と連携し、住宅の取得を希望する移住者による空き家の活用を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光交流課</li> <li>建築住宅課</li> </ul>
--------	---	--

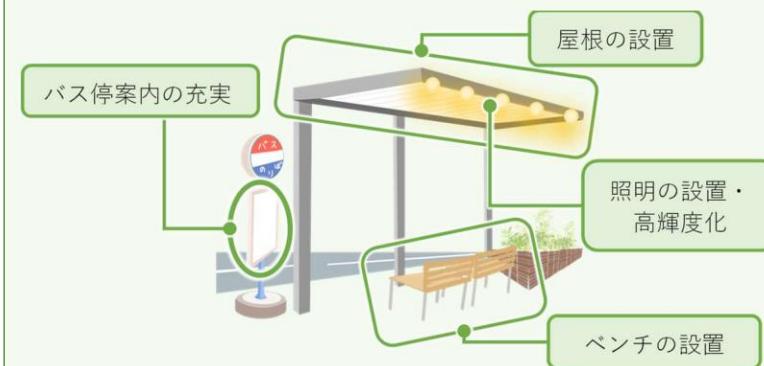
誘導方針 4	地域生活拠点のコミュニティの維持	所管課
施策	具体的な内容	
地域生活拠点の コミュニティの維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活拠点における既存集落は、コミュニティの持続性を考慮し、公共施設や商業施設等の都市機能施設や公共交通の維持等により、安全で安心して住み続けられる良好な居住環境の維持を図る。</li> </ul> <p>The map illustrates the spatial distribution of community nodes and urban planning areas. The central node is located near JR Nagata Station. Regional nodes are marked in the Renge and Shirazu areas. The urban planning area is shown in green. The map also depicts the public transport network, including a train axis and a bus axis.</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画政策課</li> <li>市民協働課</li> <li>都市計画課</li> </ul>

### (3) 公共交通に係る施策

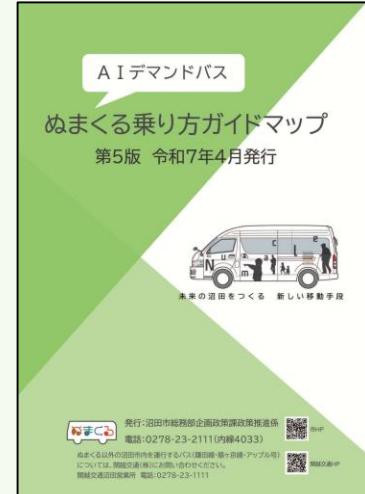
公共交通に係る施策を以下のとおり整理しました。

誘導方針 1 交通結節点、バス待ち環境等の整備・充実		所管課 ・企画政策課 ・都市計画課
施策	具体的な内容	
交通結節点（沼田駅）の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>J R 沼田駅では、駅前広場の整備により交通結節機能が強化されたことから、自動車から公共交通への転換を誘導するため、パークアンドライドを促進する。また、鉄道駅における従事人員縮小・各種手配の無人化の推進を補完するため、利用案内の充実等を検討する。</li> <li>駅構内の待合室や駅周辺等において、公共交通機関の待ち時間に市民が滞留できる施設の整備を検討する。</li> </ul>	
バス待合環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>路線バスやデマンドバスの各停留所・乗降場所における待合環境向上のため、都市・地域交通戦略推進事業等を活用した屋根、ベンチ、照明等の設置・整備や、近隣施設との連携により、施設設備を活用した待合スペースの整備を検討する。</li> </ul>	・企画政策課

【バス停整備検討箇所】 (資料:沼田市地域公共交通計画)



誘導方針 2 路線バス、デマンド交通のほか、一般タクシー、スクールバスなどを含めた、住民にとって有益な公共交通ネットワークの構築		
施策	具体的な内容	所管課
地域間輸送ネットワークの確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内を運行する路線バスを維持するとともに、都市機能誘導区域間や区域内の利便性向上のため、輸送体制の強化等について検討する。</li> <li>デマンドバスは、地域生活拠点として位置付けた白沢地区・利根地区に『接続拠点』を設けることで、鎌田線とデマンドバスとの乗継ぎ経路を明確にする。また、各車両の運行情報を共有することで、乗継ぎ時の待ち時間の短縮など利用者の利便性向上を図る。</li> <li>主要施設への直行移動といった付加価値要素を伴う移動については、一般タクシー、施設送迎等の民間事業者が運行する輸送資源の活用を含めた公共交通網の構築について検討する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>【沼田駅でＪＲ上越線との接続を図るぬまくる中山本宿線】</b></p> <p style="text-align: center;">(資料：沼田市地域公共交通計画)</p>  </div>	・企画政策課
広域交通とのアクセス性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内主要都市とのアクセスを担うＪＲ上越線と、他地域からの来訪者が多く利用する上越新幹線は、通勤・通学、生活利用のみならず、観光利用等あらゆる面において重要な広域交通であるため、沼田駅におけるＪＲ上越線と路線バス及びぬまくる各系統、並びに上毛高原駅へ向かう路線バスとぬまくる各系統との接続率向上に向けたダイヤの検討・協議を行う。</li> </ul>	・企画政策課
デマンド交通や新技術・他手段の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関等が運行する送迎サービスやスクールバスのほか、新たな移動手段も含め、その在り方について協議・検討を行う。</li> </ul>	・企画政策課

誘導方針 3 地域住民への利用促進・利用機会の創出のためのモビリティ・マネジメント		
施策	具体的な内容	所管課
モビリティ・マネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市における脱炭素化社会の実現や公共交通の利用増加等に向けて、自家用車から公共交通利用への転換を推進するため、モビリティ・マネジメントを実施する。</li> </ul>	・企画政策課
利用促進・サービス認知向上に向けた広報資料の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の生活移動での公共交通利用促進に向けて、時刻表等の運行情報や日常生活での活用例などを盛り込んだチラシ及びポスターの配布・掲示を行う。</li> <li>市内での普及を図るデマンドバスについて、認知度向上と同時に利用に係るハードルを下げるため、乗り方ガイドマップの配布や出前講座の実施を推進するとともに、乗降ポイントの適正化を図る。</li> </ul>	・企画政策課
公共交通乗り方教室等のイベントの開催	<p><b>【現在配布しているぬまくる乗り方ガイドマップ】</b></p>  <p>ぬまくる乗り方ガイドマップ 第5版 令和7年4月発行</p> <p>発行: 沼田市総務部企画政策課政策推進係 電話: 0278-23-2111(内線4033) ぬまくる以外の沼田市内を運行するバス(沼田線・堺ヶ丘線・アブル号)について、駅前又は(株)に会員登録を行なってください。 沼田交通沼田営業所 電話: 0278-23-1111</p>  <p>■ 利用方法</p> <p>1 予約</p> <p>スマートフォンの専用アプリまたはLINE、電話のいずれかで予約してください。 1週間前 から乗車の 30分前 まで予約できます。</p> <p>■ 電話で予約する</p> <p>24時間いつでも予約可能 A-B 沼田 (沼田市役所前駅) 0278-25-9211 C 沼田 (沼田駅) 080-5864-3222</p> <p>■ LINEで予約する</p> <p>24時間いつでも予約可能 こちらから専用アプリを ダウンロードしてください</p> <p>■ 電話の場合「名前」「いつ」「どこからどこまで」を伝えてください。 予約状況を確認し、利用可能な便をお伝えします。</p> <p>2 利用</p> <p>予約した乗車ポイント(出発駅前)で待ち、 バス(アブル号)が来たら乗車します。 出発時刻から 3分間 経過すると、キャンセル扱いとなるので注意してください。 目的地に到着したら、運賃を払って降車します。</p> <p>■ 注意点</p> <p>・ 買ひたチケットの利用はできません。エコバッグを今まで移動は、路線バス(沼田線 や クラス等、沼田公共交通機関を二つ以上ください)。 ・ 他の人が一緒に買う場合は「乗合」になります。 ・ 乗られた車両で運行しているため、希望どおりに予約できないことがあります。 なるべく前の予約をお願いします。 ・ 未就学児は保護者等と一緒にご乗車ください。 ・ 地域子での乗車を希望される場合は、安全面から乗降できるポイントが限られるため、電話にて確認・予約してください。</p>	・企画政策課

## 第8章 防災指針

### 1 防災指針の作成背景・検討手順

2020（令和2）年6月に公布された都市再生特別措置法の改正により、居住誘導区域からの災害レッドゾーンの原則除外を徹底するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対して防災指針を作成し、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むことが義務付けられました。本市では、災害ハザードエリアを居住誘導区域から除外していますが、居住誘導区域に災害ハザードエリアが隣接するエリアも有することから、防災指針を作成します。

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針となります。防災指針は、総合計画等の上位計画や地域防災計画、国土強靭化地域計画との整合を図り、今後関連計画の改定に合わせて、必要に応じて見直しを図ります。

防災指針の検討に当たっては、居住誘導区域等における災害リスク分析と課題を抽出した上で、防災まちづくりの将来像・取組方針の設定、具体的な取組・スケジュール・目標値を設定します。

**都市再生特別措置法等の一部を改正する法律**（令和2年法律第43号）  
国土交通省

**背景・必要性**

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力を向上させることが必要

⇒ 安全で魅力的なまちづくりの推進が必要

**法律の概要**

**安全なまちづくり[都市計画法、都市再生特別措置法]**

- 災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制
- 開発許可制度の見直し
- 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
- 市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制
- 住宅等の開発に対する勧告・公表
- 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする
- 災害ハザードエリアからの移転の促進
- 市町村による移転計画制度の創設（予算）
- 災害ハザードエリアからの円滑な移転を<sup>（災害集団移転の戸数要件の緩和（10戸→5戸）など住宅、病院等の移転に対する支援支援策）</sup>として計画を作成

**災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり**

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成
- ⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

**魅力的なまちづくり[都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法]**

- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出
- 都市再生整備計画に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進。都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画
- 「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出
- 官民一体で取り組むべき空間の創出  
例）公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供  
（予算）公共空間リバーンへの交付金等による支援  
（税制）公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減
- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入  
（まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進）  
-都市再生推進法人のルーディネートによる道幅・公園の占有手続の円滑化
- 都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行法人（市町村が指定）  
（予算）官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援  
（予算）都市再生推進法人への低利貸付による支援
- 居住エリアの環境向上
- 日常生活の利便性向上
- 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設
- 都市インフラの老朽化対策
- 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ  
⇒改修に要する費用について都市計画税の充当等

**【目標・効果】**

- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現
- （KPI）防災指針の作成：約600件（全ての立地適正化計画作成自治体）（2021年～2025年【2021年:100件 ↗ 2025年:600件】）
- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現
- （KPI）「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

資料：都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（国土交通省）

図 8.1 都市再生特別措置法の改正概要

## 2 災害リスク分析

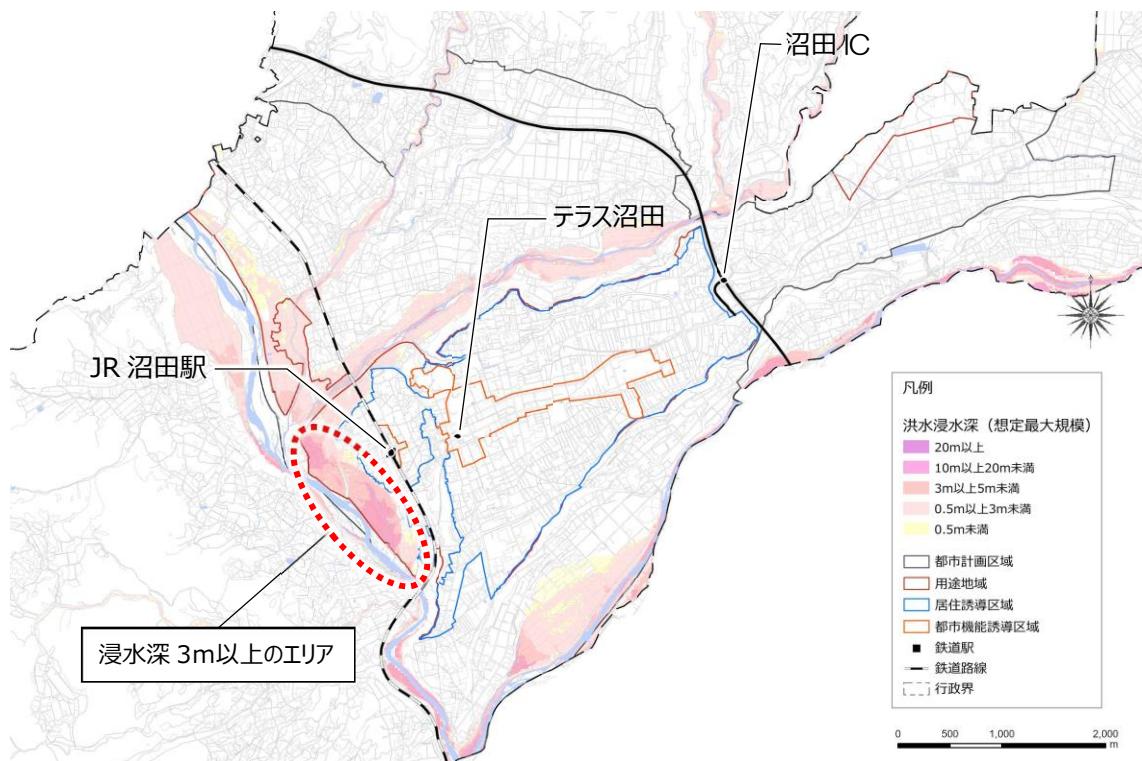
### (1) 災害ハザード情報の収集・整理

本市で想定される災害リスクを網羅的に把握し、居住誘導区域等におけるリスク低減等に向けた取組を検討するため、各種災害ハザード情報（洪水・土砂災害・大規模盛土造成地）の分布状況を整理しました。

#### ① 洪水浸水想定区域（L2）

洪水浸水想定区域は、水防法に基づき、想定される最大の降雨規模（想定最大規模降雨）として、1000年に1回程度（1年間に発生する確率が0.1%程度の降雨）の降雨確率を設定しています。

本市においては、利根川や薄根川、片品川等の沿川で浸水深0.5m以上の区域が広がっていますが、部分的に浸水深3m以上や5m以上の区域も見られます。特に利根川沿川の沼田地区（用途地域内）においては、浸水深3m以上の区域が広がっています。



## ② 洪水浸水想定区域 (L1)

洪水浸水想定区域（利根川水系）は、水防法に基づき、河川整備の基本となる降雨規模（計画規模降雨）として、200年に1回程度（1年間に発生する確率が0.5%程度の降雨）の降雨確率を設定しています。

本市においては、利根川や薄根川、片品川沿川で浸水深3m未満の区域が広がっていますが、部分的に3m以上の区域も見られます。

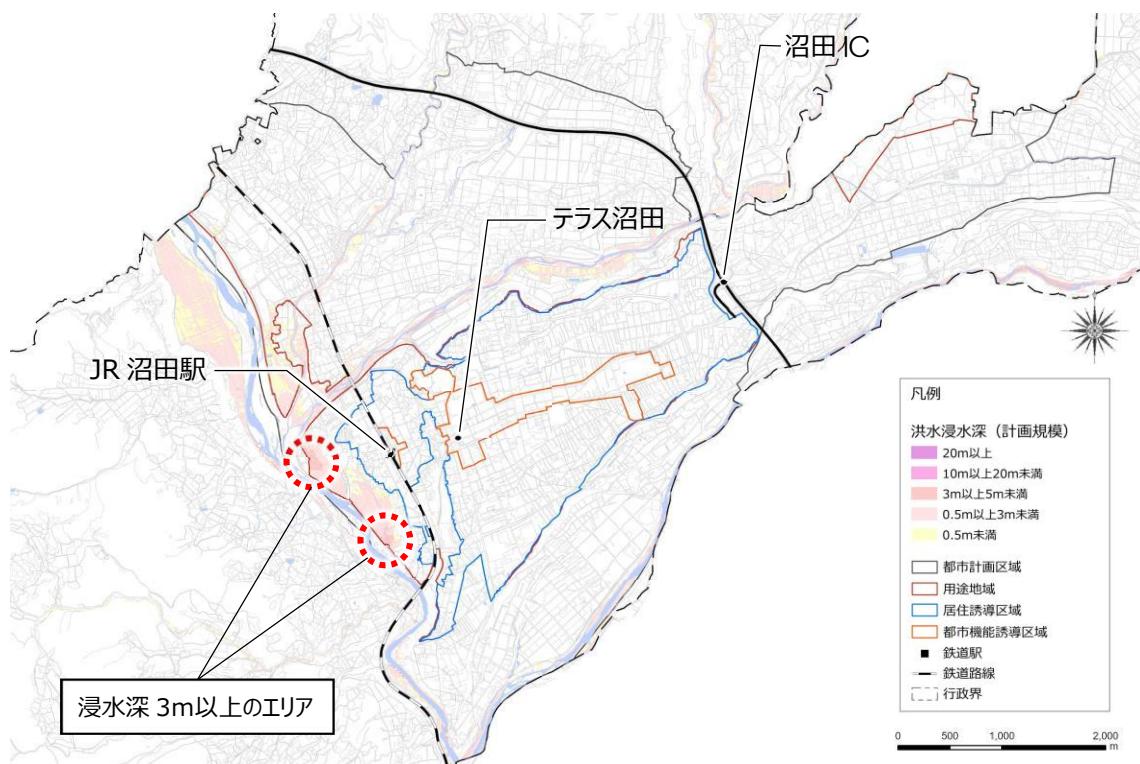


図 8.3 洪水浸水想定区域図 (L1 [1/200])

### ③ 洪水浸水想定区域（多段階の浸水想定図）

群馬県が整理した多段階水害リスク評価書を基に、高頻度（1/10）、中高頻度（1/30）、中頻度（1/50）、中低頻度（1/100）の多段階の発生頻度別に洪水リスクを整理しました。

本市においては、高頻度で浸水するエリアは見られませんが、中高頻度、中頻度においては、浸水深3m未満のエリアが一部見られます。

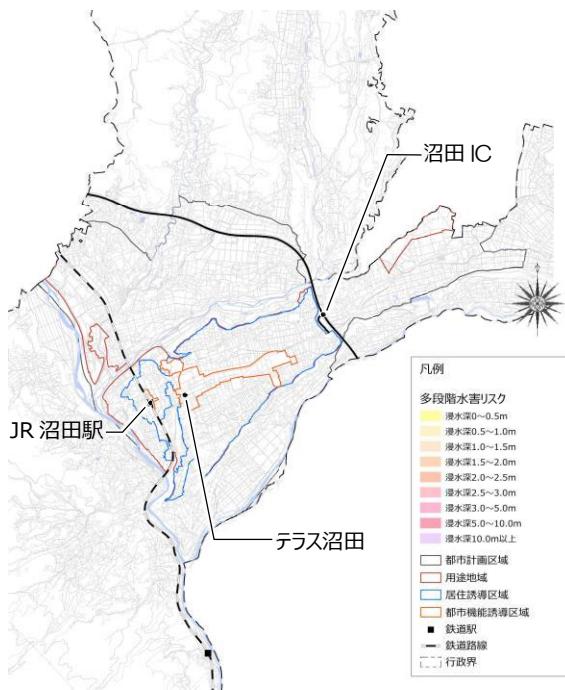


図 8.4 洪水浸水想定区域  
(高頻度 [1/10])

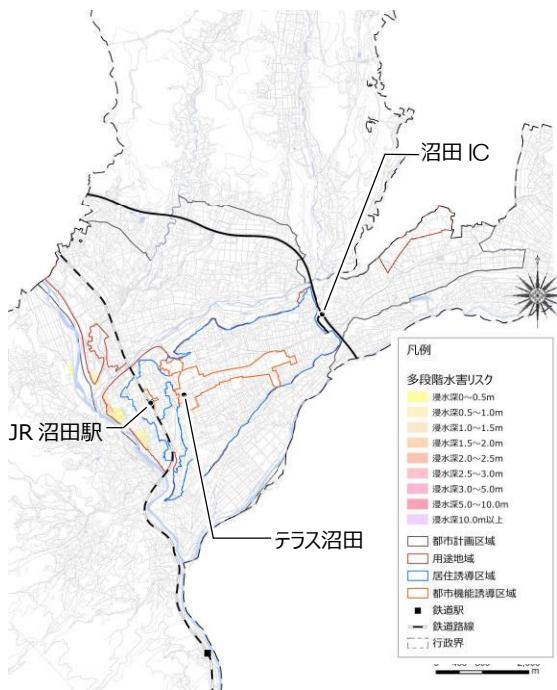


図 8.5 洪水浸水想定区域  
(中高頻度 [1/30])

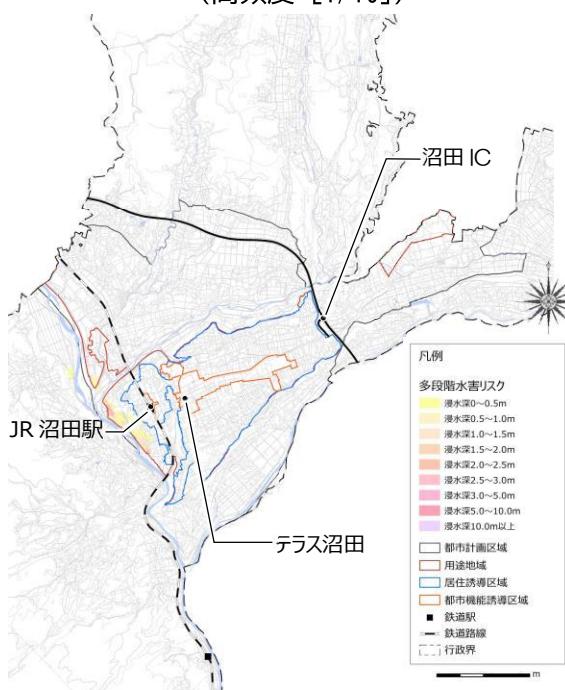


図 8.6 洪水浸水想定区域  
(中頻度 [1/50])

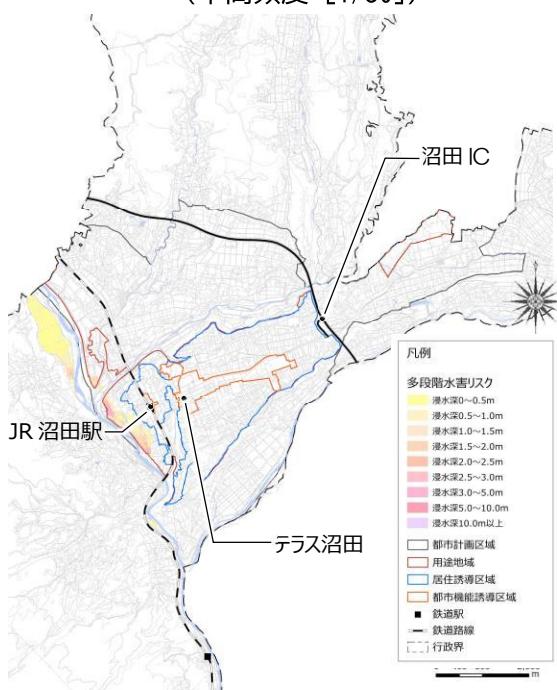


図 8.7 洪水浸水想定区域  
(中低頻度 [1/100])

参考：県HP (<https://www.pref.gunma.jp/page/682200.html>)

#### ④ 浸水継続時間

浸水継続時間とは、洪水時に屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深0.5mに達してから、その水深を下回るまでにかかる時間を示すものです。浸水継続時間が長い地域では、仮に洪水時に屋内で安全を確保（垂直避難）できた場合でも、その後の長期間の浸水により生活や企業活動の再開等に支障が出る恐れがあることから、立ち退き避難（水平避難）の要否判断や企業BCP（事業継続計画）の策定等に有用な情報となります。

本市においては、浸水継続時間が概ね24時間（1日間）以内となっており、洪水の発生が予見される場合には、浸水想定区域外への避難が望ましいとされています。しかし、浸水継続時間が24時間（1日間）以内の区域では、安全を確保するために、緊急的に浸水想定区域内の安全な建物に避難（垂直避難）することができます。ただし、一部地域では、浸水継続時間が24～72時間（最大3日間）となっている箇所も見られます。

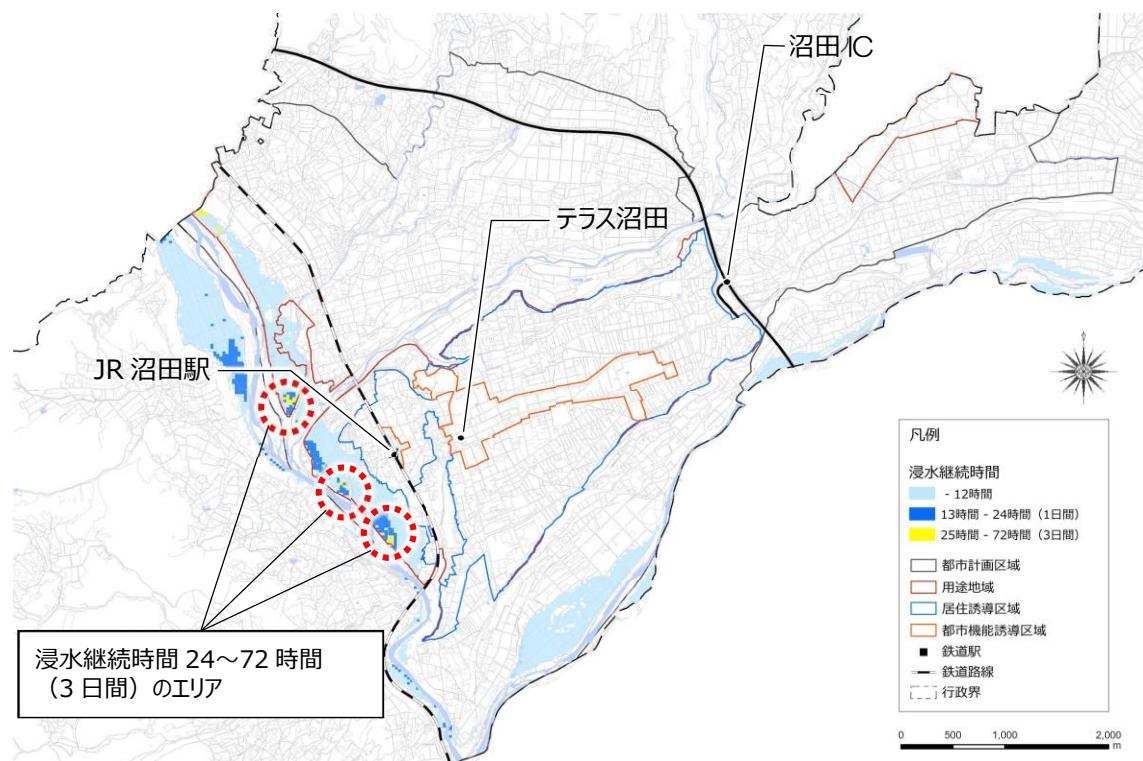


図 8.8 浸水継続時間図

## ⑤ 家屋倒壊等氾濫想定区域

想定最大規模降雨下においては、家屋倒壊等氾濫想定区域が設定されています。

本市では、利根川や片品川沿川において、河岸侵食及び氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されています。

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）
<ul style="list-style-type: none"> <li>強い河川の流れにより河岸が侵食され、家屋が倒壊・流出する恐れがある区域</li> </ul> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">イメージ</div>  <div style="margin-left: 10px;">  </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川が氾濫した際に、木造家屋が倒壊・流出する恐れがある区域</li> </ul> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">イメージ</div>  </div>

図 8.9 家屋倒壊等氾濫想定区域の概要

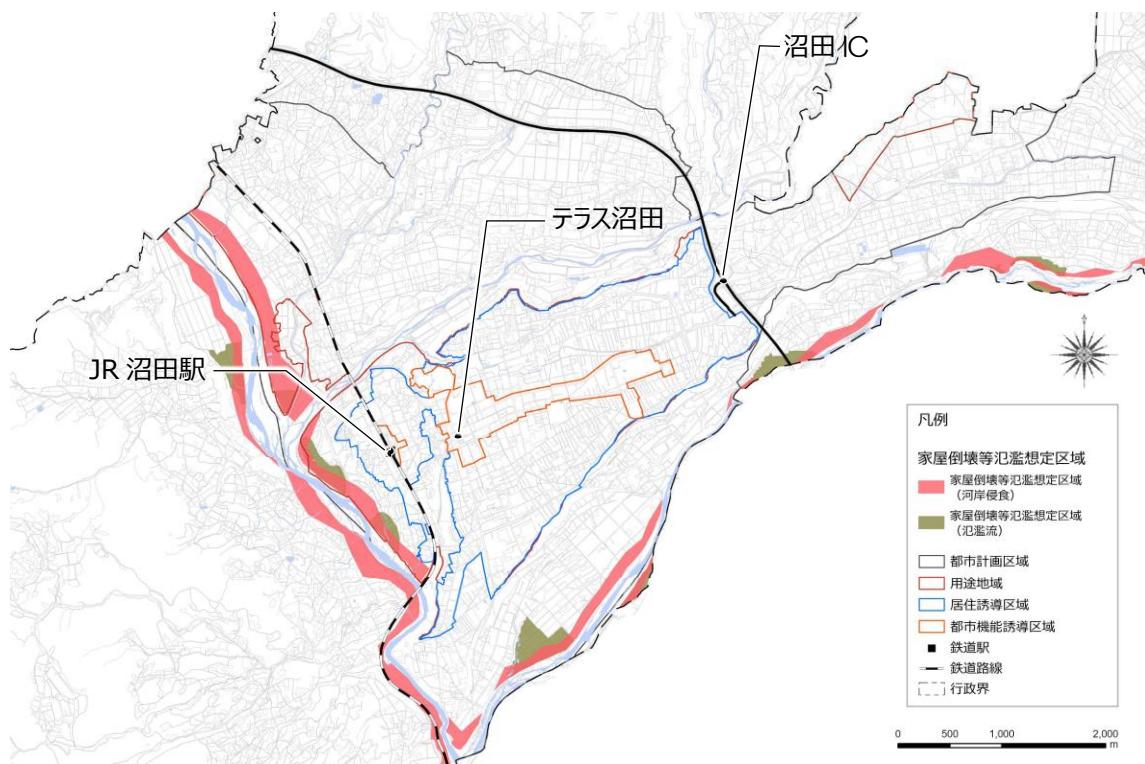


図 8.10 家屋倒壊等氾濫想定区域図

## ⑥ 内水浸水想定区域

本市の計画降雨は 7 年確率降雨（レベル 1 降雨）、照査降雨は既往最大降雨（レベル 1' 降雨）、想定最大規模降雨（レベル 2 降雨）に分類されています。

レベル 1 降雨では、都市計画区域のほぼ全域が浸水深 0.1m 未満となっています。レベル 1' 降雨では用途地域外の河川沿いで浸水深 0.5m～3.0m 未満の地域も見られ、レベル 2 降雨では、レベル 1' 降雨と比較して、浸水深 0.5m～3.0m 未満の地域が広くなっています。

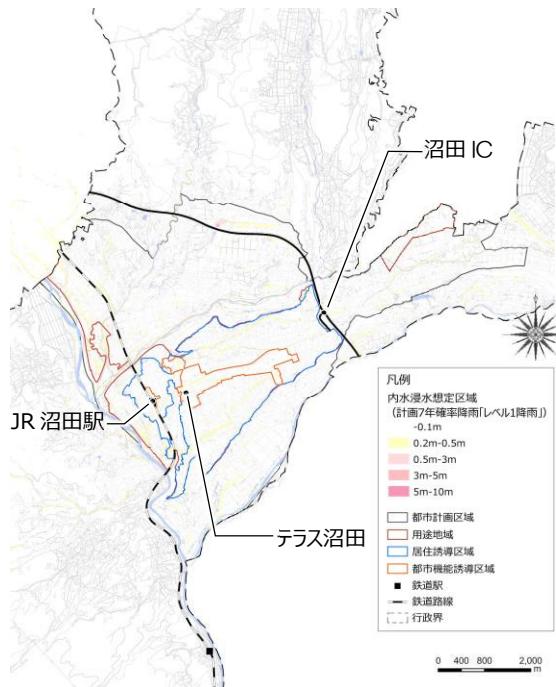


図 8.11 内水浸水想定区域（レベル 1 降雨）

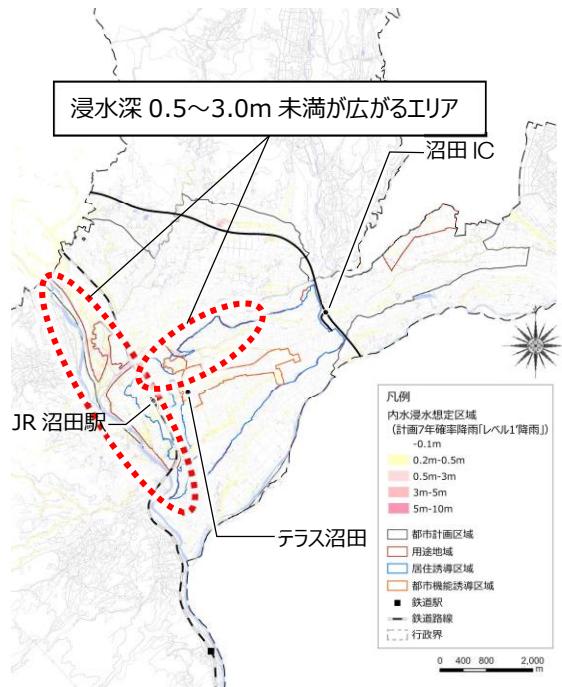


図 8.12 内水浸水想定区域（レベル 1' 降雨）

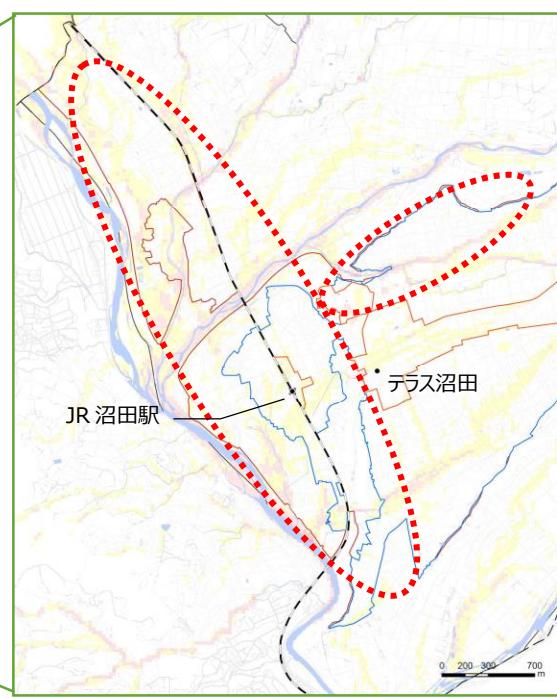
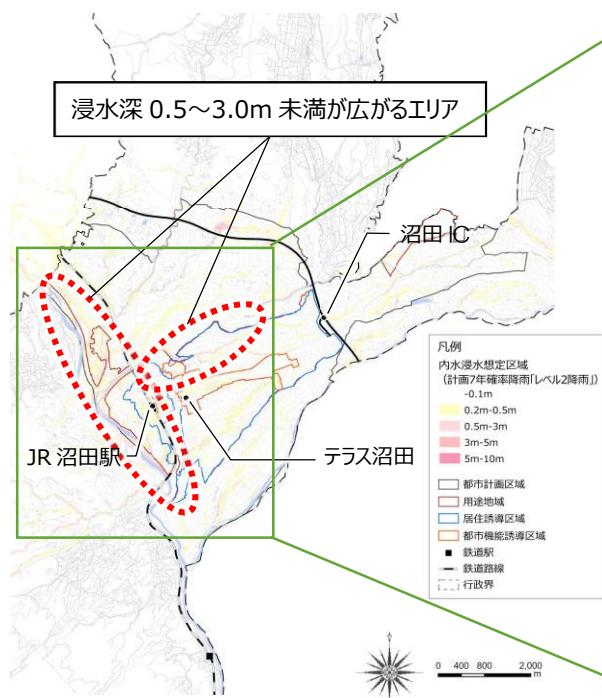
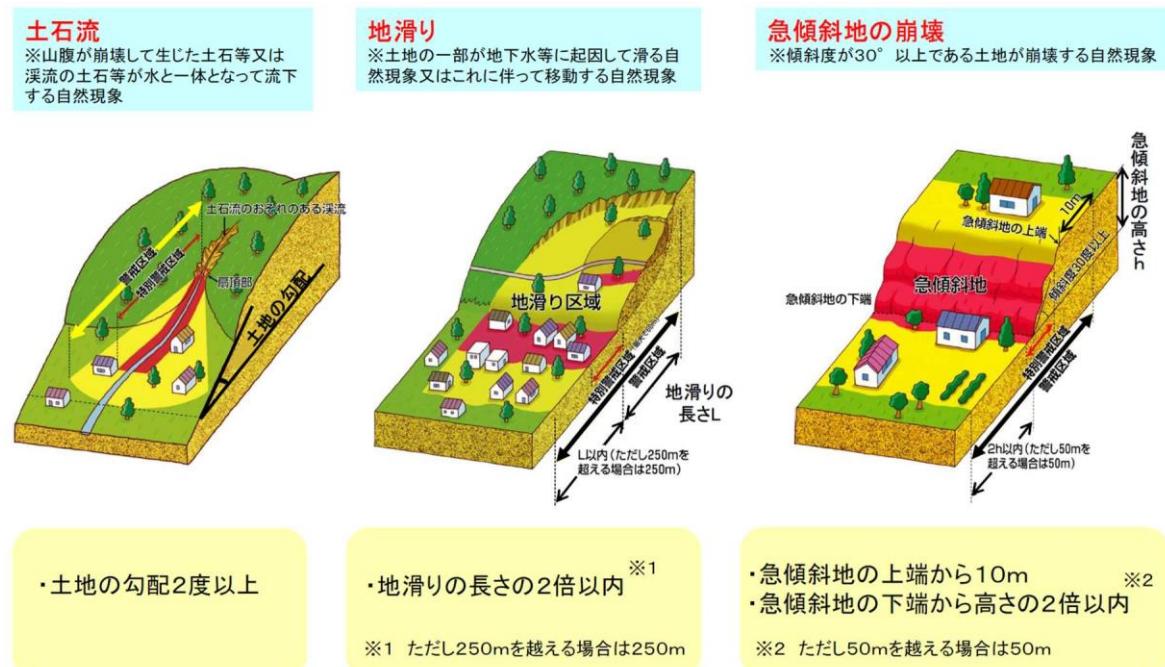


図 8.13 内水浸水想定区域（レベル 2 降雨）

## ⑦ 土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害の種類、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の概要は以下のとおりです。



資料：土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について（国土交通省）

図 8.14 土砂災害の種類

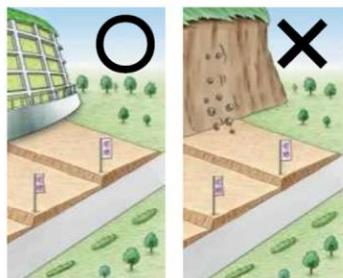
### 土砂災害警戒区域

- 土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域

### 土砂災害特別警戒区域

- 避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域

### 特定開発行為に対する許可制



### 建築物の構造規制



### 建築物の移転等の勧告



資料：土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について（国土交通省）

図 8.15 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の概要

本市においては、市街地や集落の縁辺部に土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）及び土砂災害警戒区域（土石流）が指定されています。

都市計画区域内においては、都市計画区域界や用途地域界に沿って土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）が指定されています。また、沼田駅と中心市街地の間の地域においては土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、地すべり）が指定されています。

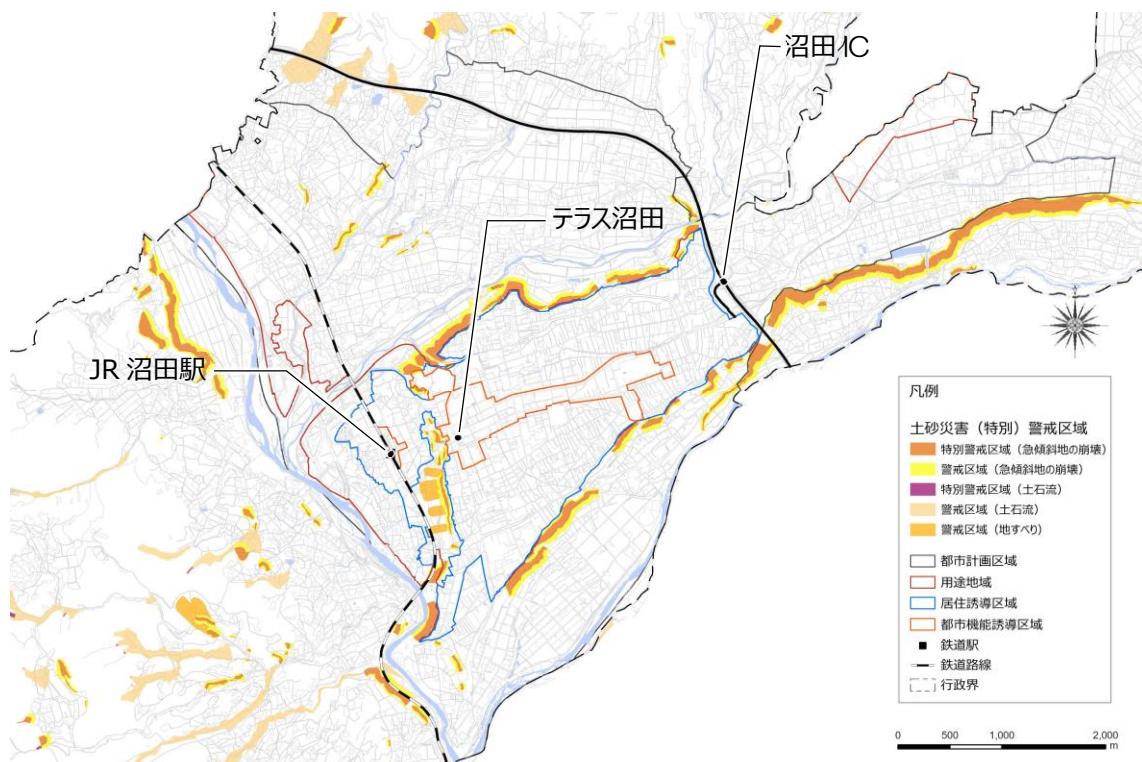


図 8.16 土砂災害（特別）警戒区域図

## ⑧ 大規模盛土造成地

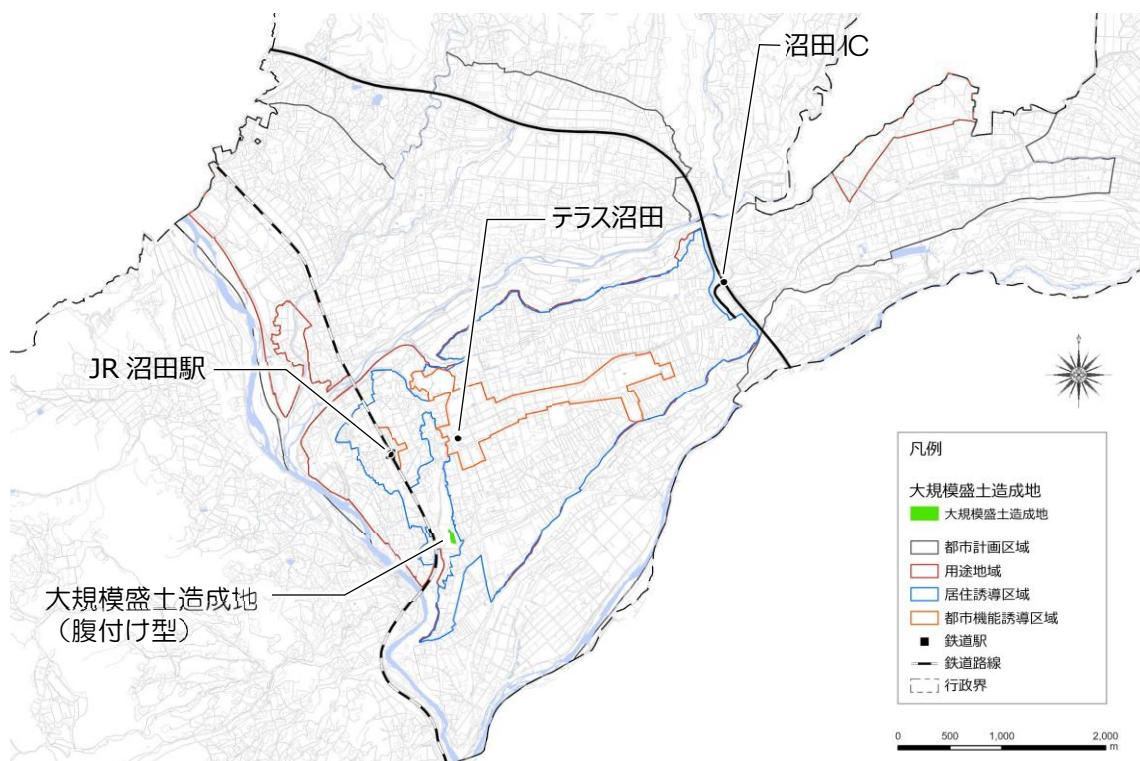
宅地を造成する場合、切土と盛土を組み合わせる手法が一般的となっています。盛土造成地には、谷埋め型盛土や腹付け型盛土等があり、以下のいずれかの要件を満たすものを大規模盛土造成地としています。

大規模盛土造成地については、用途地域内的一部地域（戸鹿野町）に存在しています。

谷埋め型大規模盛土造成地	腹付け型大規模盛土造成地
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 盛土の面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5m 以上</li> </ul>

資料：大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省）

図 8.17 大規模盛土造成地の要件



## (2) 災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせ分析

立地適正化計画の手引きを踏まえ、設定した重ね合わせ分析項目と分析の視点を以下に示します。次頁以降で、重ね合わせ分析項目に沿って分析した結果を示します。

表 8.1 重ね合わせ分析項目と分析の視点

No.	災害ハザード情報	都市情報	分析の視点
①	洪水浸水想定区域 (計画規模、想定最大規模)	人口分布	浸水リスクがあるエリアにどれくらい居住しているか
②		都市機能	施設が継続的に利用可能か
③		道路網 (アンダーパス)	避難路として活用可能か
④	浸水継続時間	人口分布	長時間 (72 時間以上) 孤立可能性があるエリアにどれくらい居住しているか
⑤		都市機能 (医療施設・福祉施設)	要配慮者・病人の生命維持に危険がないか
⑥		緊急輸送道路	避難・救助、物資供給に活用可能か
⑦	家屋倒壊等氾濫想定区域	建物分布	家屋倒壊の危険性がないか 垂直避難が困難なエリアがないか
⑧	土砂災害 (特別) 警戒区域	建物分布	家屋への危険性がないか
⑨		緊急輸送道路	道路寸断、集落孤立の危険性がないか
⑩	大規模盛土造成地	建物分布	滑動崩落の危険性がないか
⑪	各災害ハザード情報 (洪水・土砂)	—	複合災害の恐れがないか
⑫		避難施設	避難施設が活用できるか

## ① 洪水浸水想定区域×人口分布

計画規模では用途地域内は概ね 3.0m未満の浸水が想定、想定最大規模では用途地域内の利根川沿川で 5.0m以上の浸水が想定されており、浸水想定区域内に 20 人/ha の地域（地区、エリア等）が見られることから、人的被害が発生する恐れがあります。

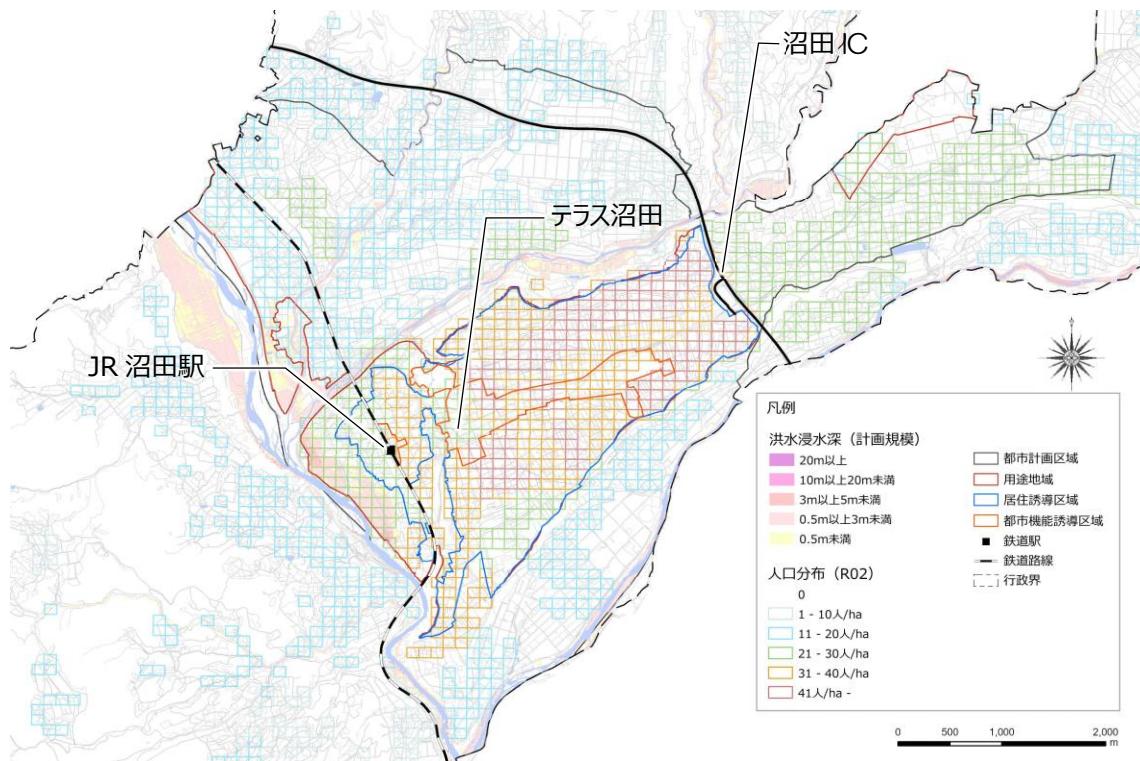


図 8.19 洪水浸水想定区域（計画規模）×人口分布

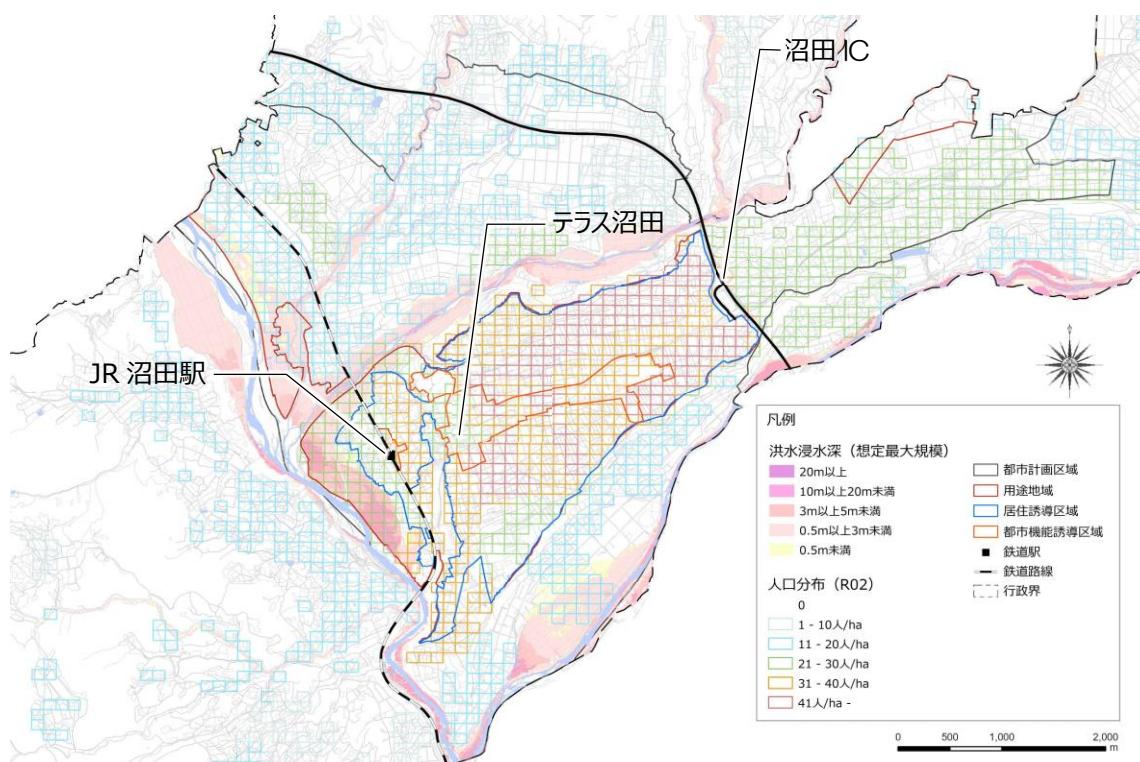


図 8.20 洪水浸水想定区域（想定最大規模）×人口分布

## ② 洪水浸水想定区域×都市機能

計画規模では用途地域内の洪水浸水想定区域内に沼田西中学校が立地、想定最大規模では用途地域内の洪水浸水想定区域内に沼田西中学校の他、コンビニエンスストア 2軒、スーパーマーケット 1軒が立地しており、施設が継続的に活用できなくなる恐れがあります。

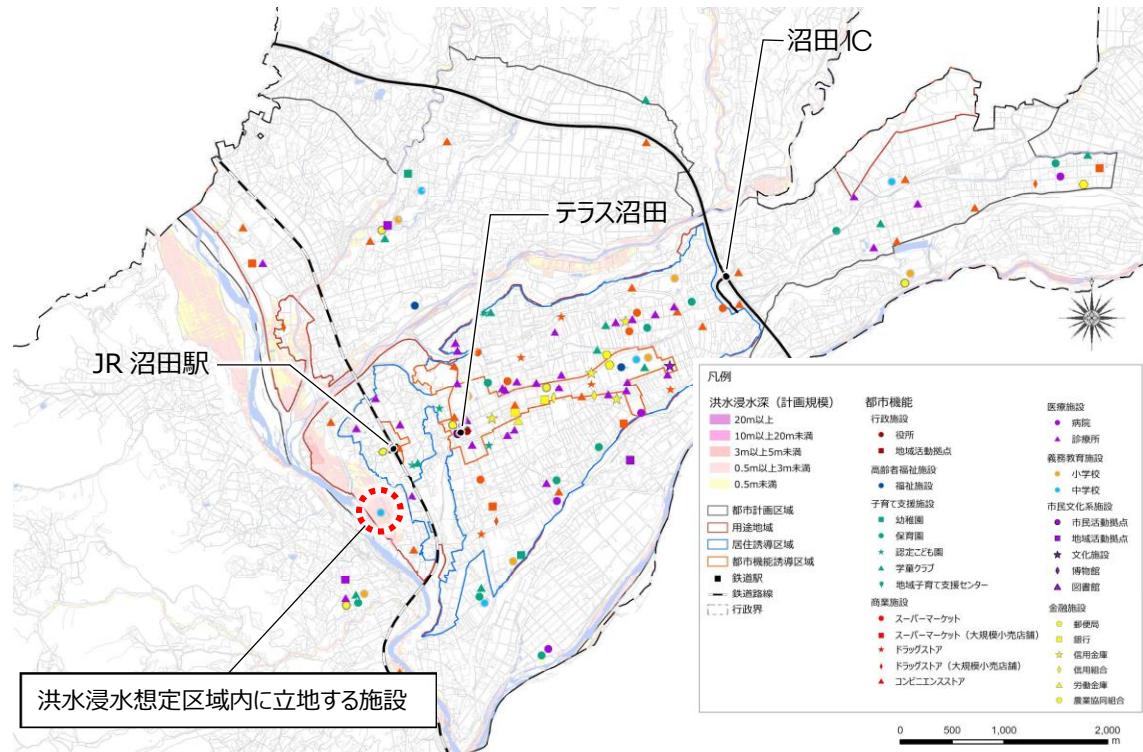


図 8.21 洪水浸水想定区域（計画規模）×都市機能

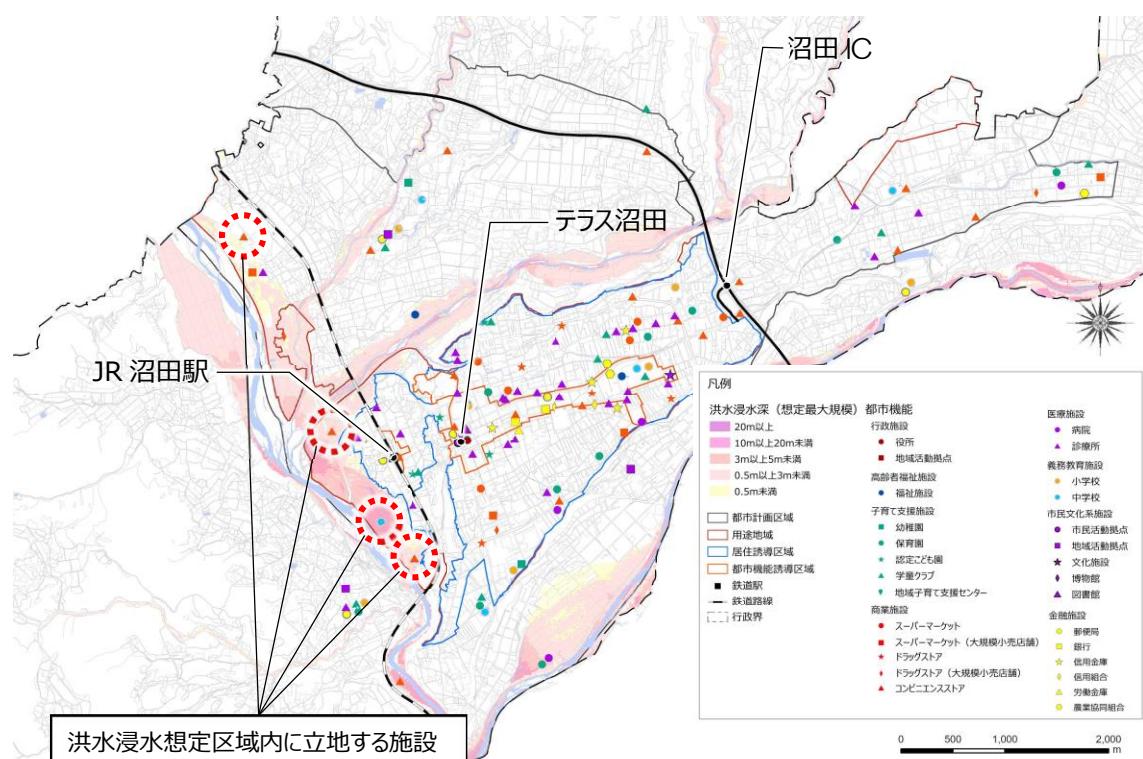


図 8.22 洪水浸水想定区域（想定最大規模）×都市機能

### ③ 洪水浸水想定区域×道路網（アンダーパス）

市内にアンダーパスの立地箇所はありません。

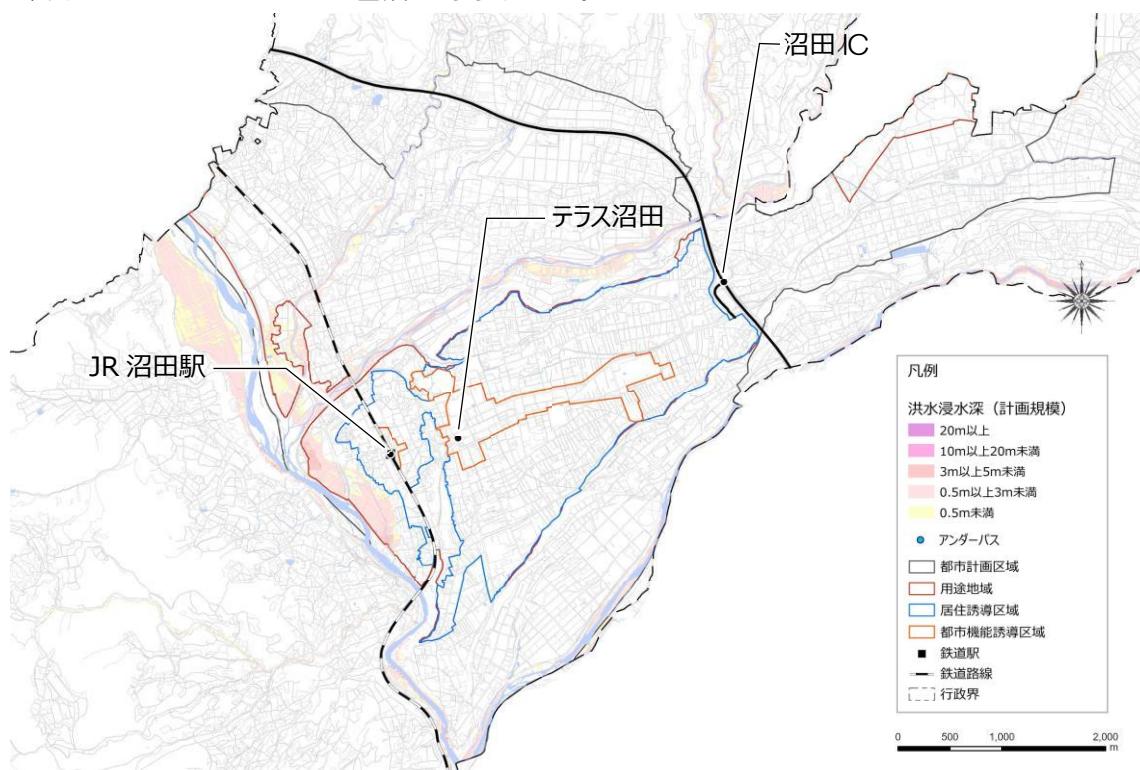


図 8.23 洪水浸水想定区域（計画規模）×道路網（アンダーパス）

### ④ 浸水継続時間×人口分布

用途地域内の利根川沿川において、浸水継続時間 72 時間以内のエリア内に 20 人/ha の地域（地区、エリア等）が見られるため、水害発生直後は避難が困難となる恐れや長期間孤立する恐れがあります。

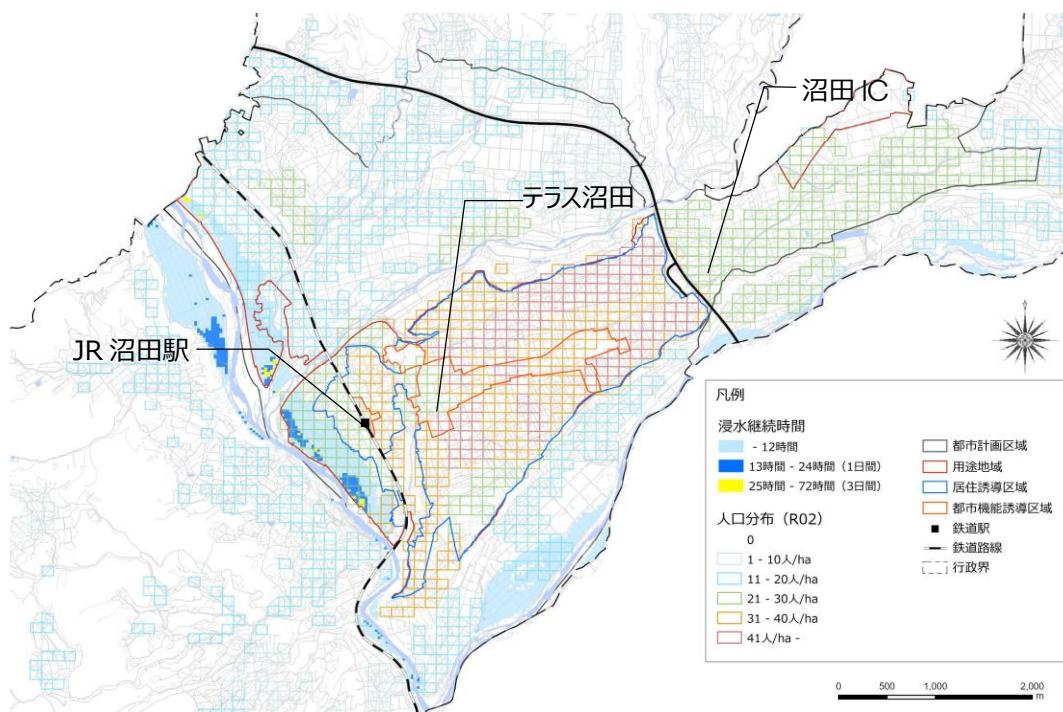


図 8.24 浸水継続時間×人口分布

## ⑤ 浸水継続時間×都市機能（医療施設・福祉施設）

用途地域内の浸水が継続するエリア内に都市機能（医療施設・福祉施設）の立地はみられません。ただし、用途地域外に立地する利根中央病院は浸水が継続するエリア内に立地していることから、水害発生直後の避難や救助者の受け入れ等で施設を活用することができなくなる恐れがあります。

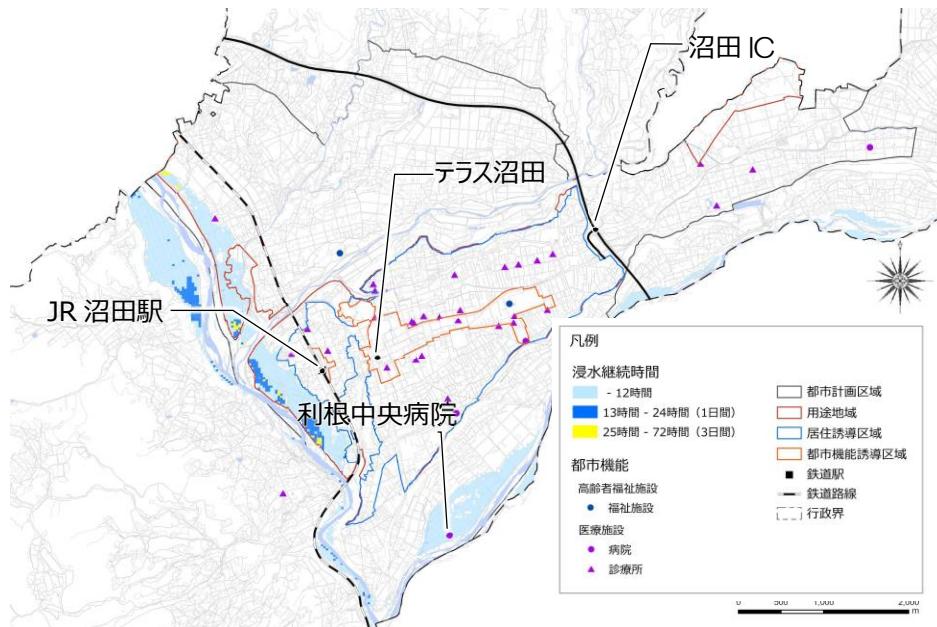


図 8.25 浸水継続時間×都市機能（医療施設・福祉施設）

## ⑥ 浸水継続時間×緊急輸送道路

用途地域内の利根川沿川において、浸水継続時間 12 時間のエリア内に緊急輸送道路が設定されており、水害発生直後は避難・救助、物資供給に活用できなくなる恐れがあります。

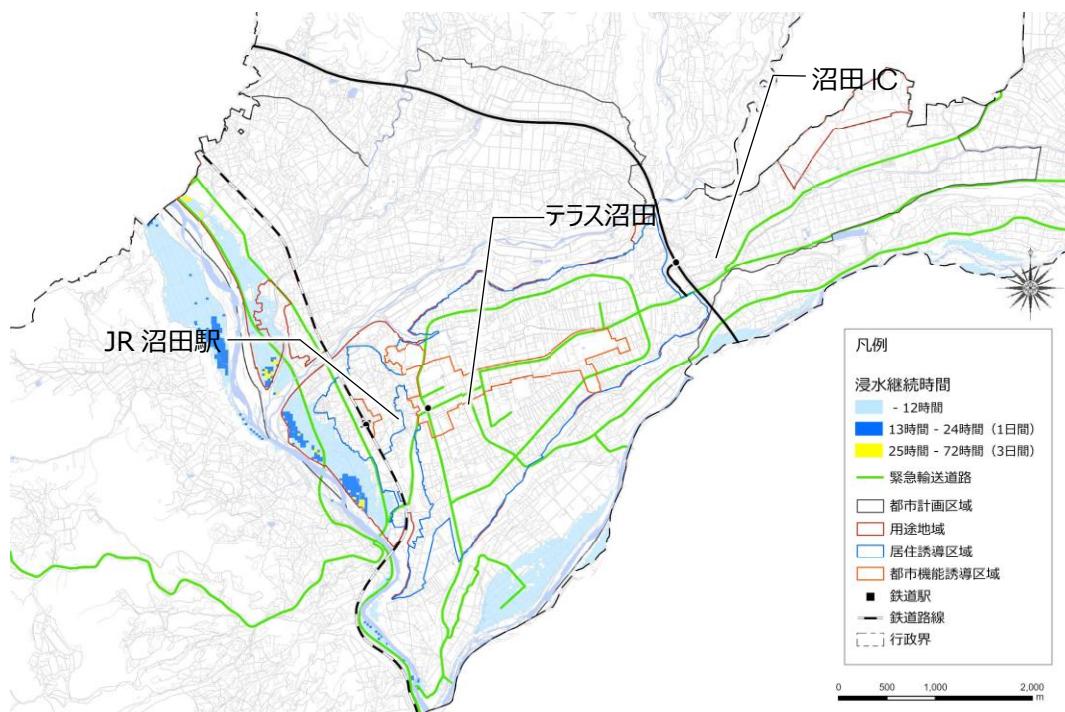


図 8.26 浸水継続時間×緊急輸送道路

## ⑦ 家屋倒壊等氾濫想定区域×建物分布

用途地域内の利根川沿川において、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内に建物が分布しており、家屋倒壊の恐れにより垂直避難が困難となります。

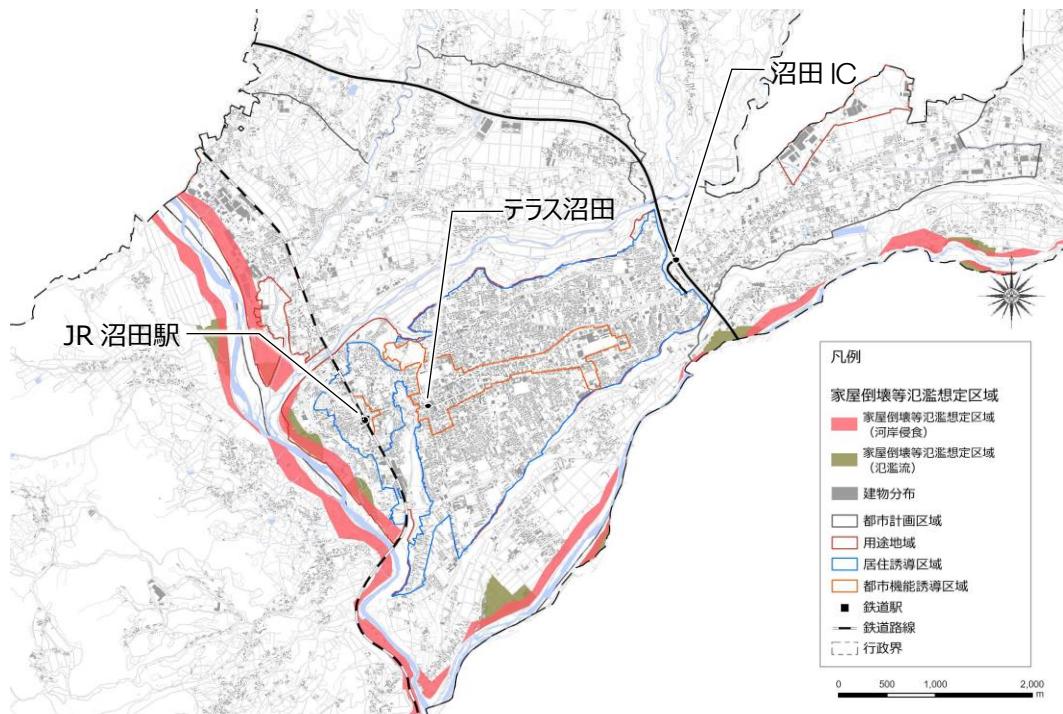


図 8.27 家屋倒壊等氾濫想定区域×建物分布

## ⑧ 土砂災害（特別）警戒区域×建物分布

用途地域内的一部地域において、土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害警戒区域（地すべり）が指定されており、警戒区域内に建物分布が見られることから、土砂災害による建物被害の恐れがあります。

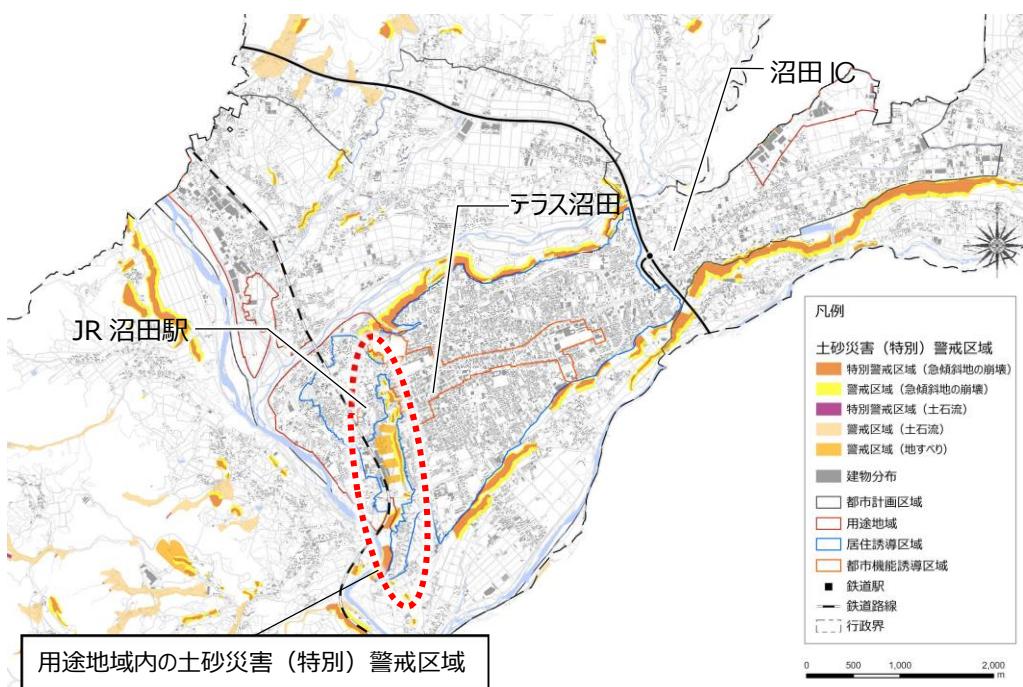


図 8.28 土砂災害（特別）警戒区域×建物分布

## ⑨ 土砂災害（特別）警戒区域×道路網・緊急輸送道路

用途地域内のおおきな一部地域において、土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害警戒区域（地すべり）と緊急輸送道路が重なる地域があるため、道路寸断の恐れがあります。

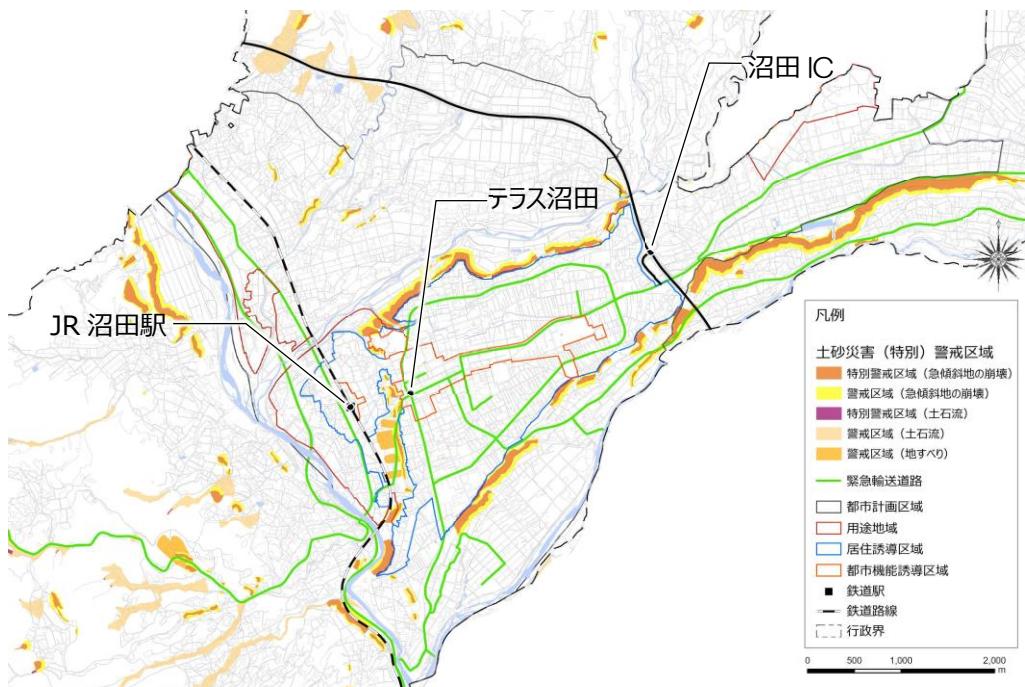


図 8.29 土砂災害（特別）警戒区域×道路網・緊急輸送道路

## ⑩ 大規模盛土造成地×建物分布

用途地域内のおおきな一部地域において、大規模盛土造成地と建物分布が重なる地域があるため、滑動崩落の恐れがあります。

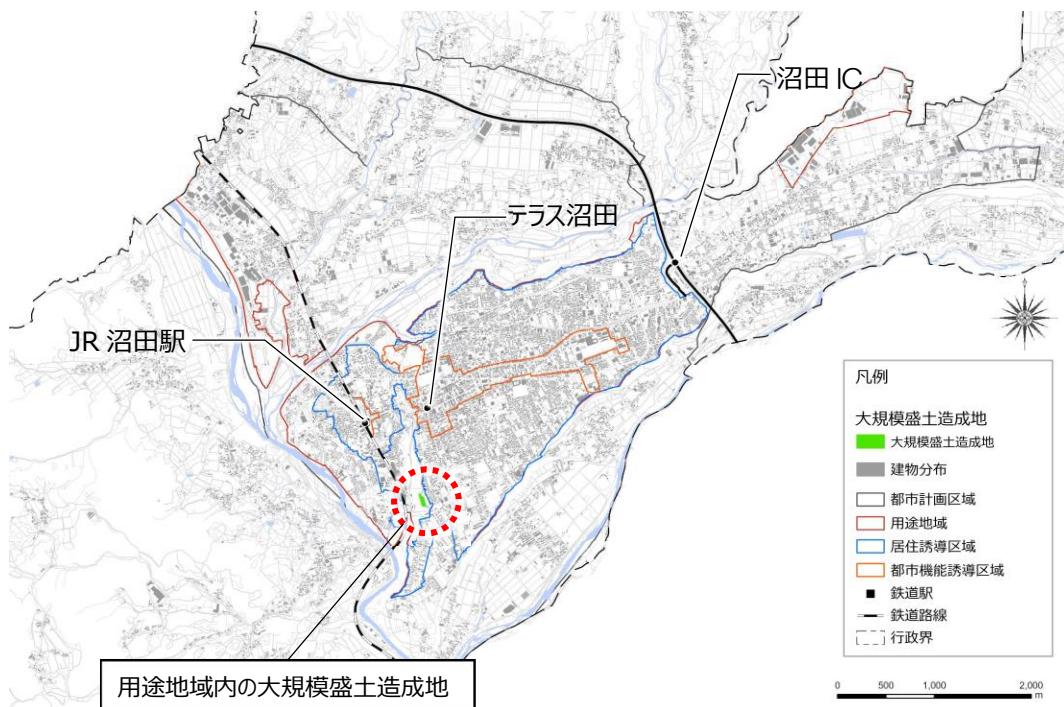


図 8.30 大規模盛土造成地×建物分布

## ⑪ 洪水浸水想定区域（想定最大規模）×土砂災害（特別）警戒区域

用途地域外の一部で洪水浸水想定区域と土砂災害（特別）警戒区域が重なる地域が見られるため、複合災害の恐れがあります。

※洪水と土砂のハザードエリアが重なる地域を複合災害の恐れがある地域として抽出

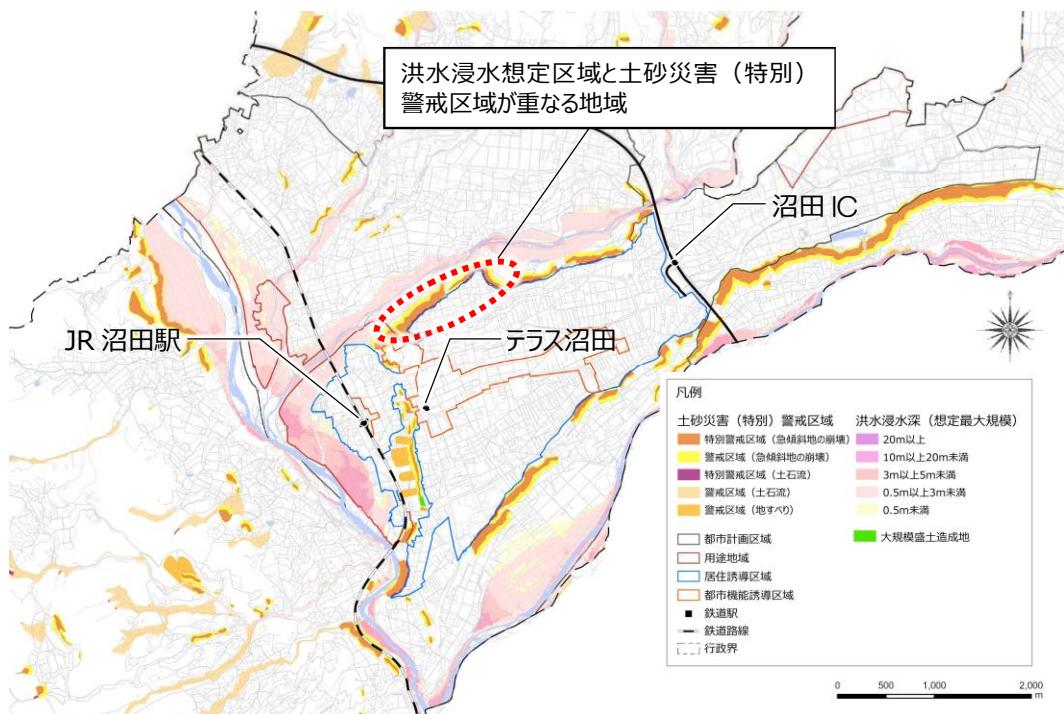


図 8.31 洪水浸水想定区域（想定最大規模）×土砂災害（特別）警戒区域

⑫ 洪水浸水想定区域（想定最大規模）×土砂災害（特別）警戒区域×避難施設

用途地域内のおおむね一部地域において、洪水浸水想定区域内に避難施設が4件立地しており、水害発生時に活用できなくなる恐れがあります。

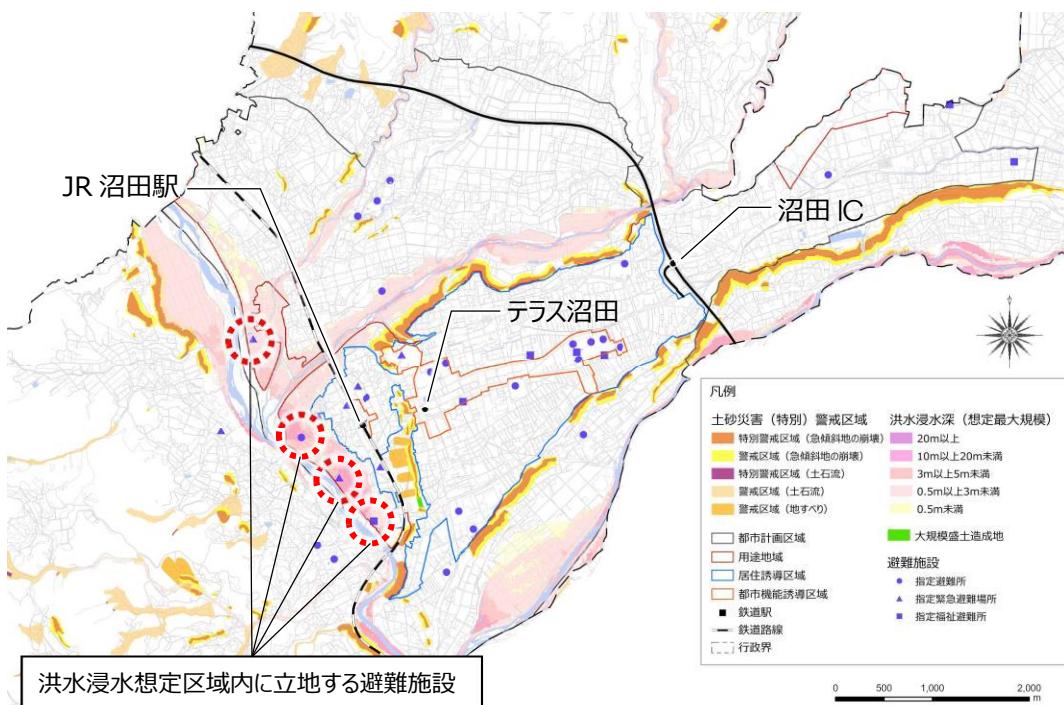


図 8.32 洪水浸水想定区域（想定最大規模）×土砂災害（特別）警戒区域×避難施設

### (3) 防災まちづくり上の課題

重ね合わせ分析を踏まえ、本市における防災まちづくり上の課題を以下のとおり課題図として整理しました。

用途地域内においては、利根川沿川では洪水リスクが高いエリア、河岸段丘により土砂災害リスクが高いエリアを中心に課題が見られます。

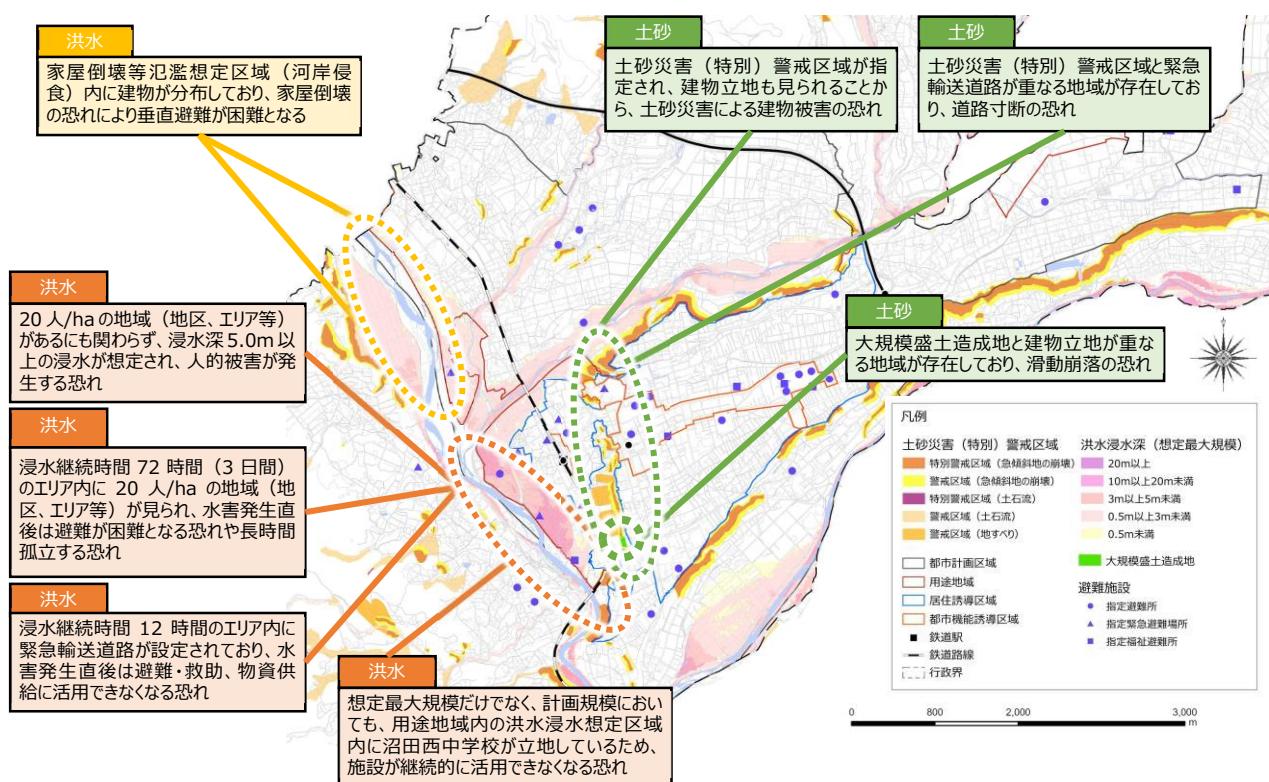


図 8.33 課題図

### 3 防災まちづくりの将来像・取組方針の設定

防災まちづくり上の課題を踏まえ、防災まちづくりの将来像、災害リスクの回避や低減に向けた取組方針を災害種別ごとに整理しました。

#### (1) 洪水に係る取組方針

##### ① 安全性の高い土地利用の推進

- ・計画規模降雨（L1）及び想定最大規模降雨（L2）が発生した場合に家屋倒壊が想定されるエリア及び浸水が想定されるエリアは居住誘導区域から除外することで、安全なエリアへの居住誘導を図ります。

##### ② 河川整備の推進

- ・浸水被害の発生・拡大を防ぐため、普通河川や幹線排水路等の排水施設を計画的に整備・改修をします。河川の急激な増水が予測される箇所においては、群馬県と連携してカメラを設置します。浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、排水対策を実施します。

##### ③ インフラ施設の適正な維持管理

- ・河川から引水する農業用水について、河川（治水）施設に影響がないように取水設備の点検を定期的に実施します。また、設備改修を必要とする場合は、関係機関と協議のうえ適正に対応します。
- ・設置から年数の経過した農業用水利施設は、災害時に周辺地域に浸水被害が生じないよう、計画的に整備・改修を行います。
- ・河川管理者、農業用排水施設管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行います。

##### ④ 農業用ため池の適切な管理

- ・老朽化した農業用ため池については、県との連携を図り、計画的な改修を進めます。
- ・防災重点農業用ため池については、下流域の住民へ「ため池ハザードマップ」の周知を図ります。
- ・土地の利用形態の変化により需要の低下した農業用ため池については、農業用ため池から除外、または廃池します。

#### (2) 土砂災害に係る取組方針

##### ① 土砂災害防止施設の整備

- ・土砂災害警戒区域の総点検を行うとともに、砂防施設の整備に努めます。土砂災害警戒区域や山地災害危険地区については県による法指定を推進し、砂防事業や治山事業による防災工事を進めます。

## ② 造成地の災害防止対策の検討

- ・公表された大規模盛土造成地マップの周知を行うとともに、安全性評価や経過観察の結果を踏まえ、滑動崩落のおそれがあると判断される造成地については、関係機関と連携し、耐震化や安全対策の必要性を検討します。

## ③ 土砂災害警戒区域の周知と応急対策の強化

- ・県及び市は、専門技術者等を活用して土砂災害警戒区域の点検を行い、危険性が高い箇所について関係機関や住民に周知を図り、警戒や避難について適切に対処します。また、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去等の応急対策を行います。

## (3) 共通の取組方針

### ① 緊急輸送道路等の確保

- ・市街地と市内各地を結ぶ道路網の整備を進め、円滑な交通を確保するとともに、緊急輸送道路の無電柱化や避難路の確保を推進します。
- ・市民生活に最も身近な生活道路について地域の実情に配慮しながら危険箇所の解消を図るとともに、通学路などにおける歩道整備など、安全で安心な道路整備を推進します。

### ② 施設の安全性の点検

- ・学校施設や文化財収蔵施設において、損壊状況や安全性の確認を行うとともに、災害危険区域では洪水や土砂災害など二次災害の危険性を点検します。

### ③ 災害時における各種体制整備

- ・避難誘導体制の整備として、災害種別に応じた避難所の指定や要配慮者向け福祉避難所の設置、防災マップの配布・更新を通じた周知を行い、地域全体の協力体制を促進します。また、防災マップを活用した警戒区域の情報周知や個別避難計画の策定を進め、住民への適切な情報提供と防災体制の強化を図ります。
- ・群馬県地震被害想定調査の更新があった場合は、その結果を適切に反映させるため、防災マップの見直しを行います。
- ・支援物資供給体制の整備として、民間事業者との協定締結や防災訓練を通じた連携強化を図るとともに、義援物資の迅速な受け入れ・配分に対応する体制および物資集積拠点の整備を進めます。

### ④ 地域防災力の向上

- ・自主防災会による主体的活動、地区単位での地域防災訓練、防災士の育成を積極的に支援することにより、地域全体の協力体制を推進します。併せて自主防災組織の育成に努めます。
- ・避難指示等を適時・適切に判断し、安全な避難行動ができるよう「マイ・タイムライン」作成を推進します。
- ・地域防災の中核である消防団の人員確保とともに、機動力強化のための装備の充実を推進します。

## ⑤ 防災意識の啓発と防災教育の推進

- ・市民や事業者への防災訓練や啓発活動を推進することで、市民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図ります。
- ・学校における学校安全計画の策定や学校災害対応マニュアルを作成するとともに、実践的な避難訓練を行い、防災教育を推進します。

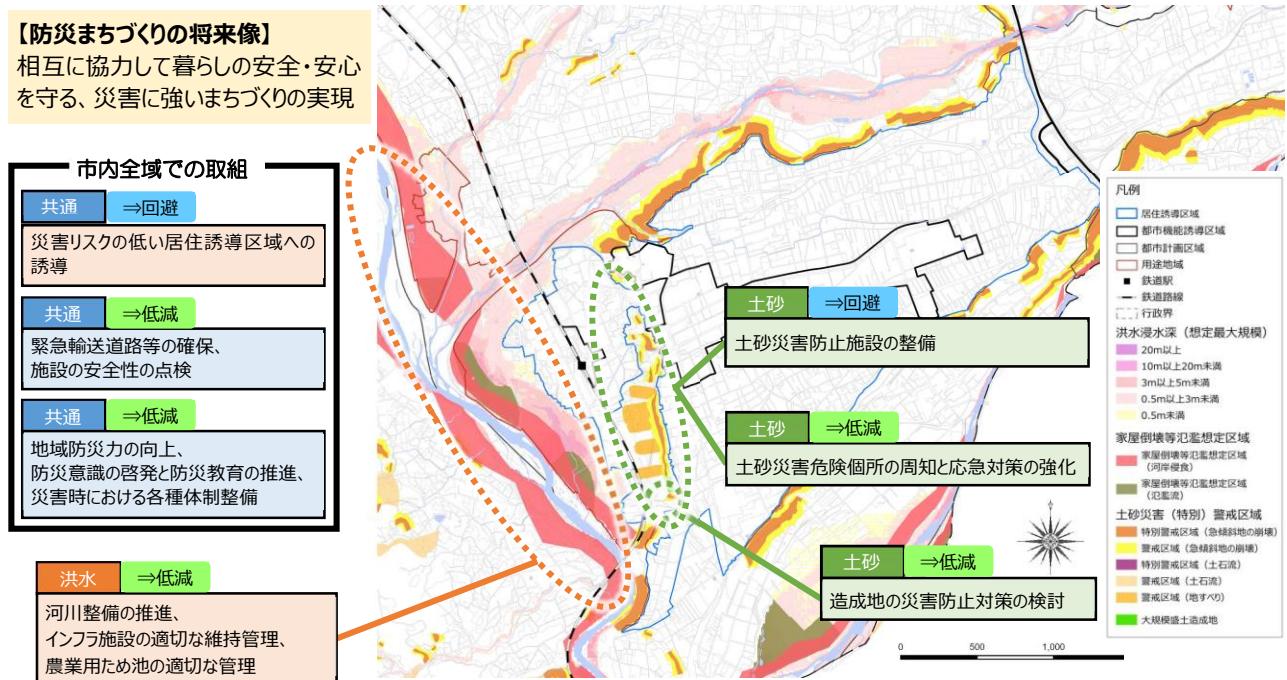


図 8.34 取組方針図

## 4 具体的な取組・スケジュールの設定

検討した取組方針に基づき、ハード・ソフトの両面から災害リスクの回避、低減に必要な具体的な取組を検討しました。

取組の実施にあたっては、取組方針において設定した対策の進捗を図るために、位置付けた個々の取組に対して、実施主体及び取組時期【短期（5年）・中期（10年）・長期（20年）】を整理しました。

表 8.2 具体的な取組の一覧

No.	取組方針	分類①	分類②	具体的な取組	実施主体	実施期間		
						短期	中期	長期
1	【洪水①】 安全の高い土地利 用の推進	回避	ハード	災害ハザードエリアを居住誘導区域から除外	市	➡		
2		低減	ソフト	洪水浸水想定区域における避難確保措置	市	➡➡➡		
3	【洪水②】 河川整備の推進	低減	ハード	利水ダム等による事前放流の実施	国、県、市	➡➡➡		
4				普通河川等の維持管理事業	市	➡➡➡		
5				雨水排水施設整備事業	市	➡➡➡		
6			ソフト	県との連携による簡易型河川監視カメラの設置	県、市	➡➡➡		
7				河川防災情報の提供	県、市	➡➡➡		
8	【洪水③】 インフラ施設の適切 な維持管理	低減	ハード	下水道施設の整備・耐震化	市	➡➡➡		
9				公共施設の平常時からの巡視・点検または危険度の高い箇所から計画的に補強・改修	市	➡➡➡		
10	【洪水④】 農業用ため池の適 切な管理	低減	ハード	農業水路等長寿命化・防災減災事業	市	➡➡➡		
11	【土砂①】 土砂災害防止施設 の整備	回避	ハード	土砂災害発生危険箇所の総点検の実施	市	➡➡➡		
12				砂防施設の整備	県	➡➡➡		
13				砂防事業や治山事業による防災工事の推進	市	➡➡➡		
14				夏保沢土石流対策事業	県	➡➡➡		
15				伊香原1-2地区 急傾斜地崩壊対策事業	県	➡➡➡		
16	【土砂②】 造成地の災害防止 対策の検討	回避	ハード	造成地の耐震化の推進	市	➡➡➡		
17			ソフト	造成地等の宅地の危険度判定の実施	県	➡➡➡		
18		低減	ソフト	大規模盛土造成地マップの作成・公表	県	➡➡➡		
19	【土砂③】 土砂災害警戒区域 の周知と応急対策 の強化	回避	ハード	建築物の移転勧告	市	➡➡➡		
20			ソフト	沼田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の交付（土砂レットに立地する家屋の解体及び移転に係る融資の利子部分を補填）	市	➡➡➡		
21		低減	ソフト	土砂災害警戒情報の伝達	市	➡➡➡		
22				住民主体の土砂災害警戒避難体制構築の取組推進（自主避難ルールの作成）	市	➡➡➡		

No.	取組方針	分類①	分類②	具体的な取組	実施主体	実施期間		
						短期	中期	長期
23	【共通①】緊急輸送道路等の確保	回避 低減	ハード	中心市街地地区土地区画整理事業	市			➡
24				緊急輸送道路ネットワークの形成	国、県			➡
25				都市計画道路3・3・1環状線事業	市			➡
26				道路維持補修事業	市			➡
27				沼田市狭あい道路整備事業	市			➡
28	【共通②】施設の安全性の点検	低減	ソフト	学校等文教施設整備事業の実施	市	➡		
29	【共通③】災害時における各種体制整備	低減	ソフト	避難誘導体制の整備	市			➡
30				防災協定の締結推進	市			➡
31				受援体制の整備	市			➡
32				情報収集・連絡に係る初動体制の整備	市			➡
33				避難指示等の発令体制の整備	市			➡
34				要支援者名簿の更新	市			➡
35	【共通④】地域防災力の向上	低減	ソフト	自主防災組織の育成・強化	市			➡
36				防災土育成事業	県、市			➡
37	【共通⑤】防災意識の啓発と防災教育の推進	低減	ソフト	土砂災害ハザードマップ及び沼田市防災マップの活用	市			➡
38				防災マップ更新事業	市			➡
39				防災出前講座開催事業	市			➡
40				防災教育の推進	市			➡
41				地域防災訓練開催事業	市			➡
42				風水害等に備えた「マイ・タイムライン」の作成支援	市			➡

## 第 9 章 計画の評価・検証

### 1 評価指標及び目標値の設定

本計画の進捗状況を定量的に評価するため、評価指標及び目標値を設定します。なお、評価指標は、都市機能の誘導、居住の誘導、公共交通、防災指針の 4 つの分野についてそれぞれ設定します。

表 9.1 評価指標及び目標値

評価指標		基準値	目標値
都市機能の誘導に係る評価指標	都市機能誘導区域内における誘導施設の立地件数	14 件 (R7)	16 件
居住の誘導に係る評価指標	居住誘導区域内の人口密度	31.0 人/ha (R2)	31.0 人/ha
	居住誘導区域内における地価公示平均価格	31,950 円 (R6)	市全域公示価格平均を上回る上昇率（又は下回る下落率）
公共交通に係る評価指標	公共交通一日平均利用者数 (JR 沼田駅)	1,440 人 (R4)	1,440 人
	公共交通年間利用者数(バス)	304,273 人 (R5)	304,273 人
防災指針に係る評価指標	自主防災組織の組織率	100% (R6)	100%
	災害ハザードエリア内における居住人口割合	15.4% (R2)	10.0%

※基準値の参照年度はデータの整備年次により、前後しています。

### 2 計画の進捗管理

本計画の策定後、計画の進捗状況を PDCA サイクルに基づいて確認し、計画の進捗を管理します。概ね 5 年ごとに本計画で掲げた施策等の実施状況について検証するとともに、設定した評価指標や目標値等による進捗状況を評価し、その結果等を踏まえ、誘導施策の更新等、必要に応じて計画の見直しを実施します。



図 9.1 進捗管理のサイクル図

1 策定経過

年月		事項	備考
2023 (令和 5) 年度	11月 27 日	第 45 回沼田市都市計画審議会	
	11月 22 日～ 12月 13 日	市民アンケート調査	
	2月 7 日	第 1 回沼田市立地適正化計画策定委員会・幹事会	
	2月 19 日	第 1 回沼田市立地適正化計画策定協議会	
2024 (令和 6) 年度	7月 31 日	第 2 回沼田市立地適正化計画策定幹事会	
	8月 17 日	住民ワークショップ	
	8月 19 日	第 2 回沼田市立地適正化計画策定委員会	
	9月 27 日	第 2 回沼田市立地適正化計画策定協議会	
	10月 24 日	第 46 回沼田市都市計画審議会	
	2月 14 日	第 3 回沼田市立地適正化計画策定委員会・幹事会	
	3月 6 日	第 3 回沼田市立地適正化計画策定協議会	
	3月 26 日	第 47 回沼田市都市計画審議会	
2025 (令和 7) 年度	8月 6 日	第 4 回沼田市立地適正化計画策定幹事会	
	8月 21 日	第 4 回沼田市立地適正化計画策定委員会	
	9月 24 日	第 4 回沼田市立地適正化計画策定協議会	
	9月 29 日	第 48 回沼田市都市計画審議会	
	11月 25 日～ 12月 26 日	パブリックコメント	
	11月 27 日	住民説明会	
	○月○日	第 5 回沼田市立地適正化計画策定委員会・幹事会	
	○月○日	第 5 回沼田市立地適正化計画策定協議会	
	○月○日	第 49 回沼田市都市計画審議会	

1. 沼田市立地適正化計画策定委員会・幹事会
  - 令和6年2月7日 第1回沼田市立地適正化計画策定委員会・幹事会
    - 1) 立地適正化計画策定の背景とねらい
    - 2) 現況と課題の分析
    - 3) 市民意向の分析把握結果
    - 4) その他
  - 令和6年7月31日 第2回沼田市立地適正化計画策定幹事会
    - 1) 災害ハザード情報データの収集、整理  
災害リスク分析と課題の抽出
    - 2) まちづくりの方針
    - 3) 誘導区域設定方針
    - 4) 誘導区域案
    - 5) その他
  - 令和6年8月19日 第2回沼田市立地適正化計画策定委員会
    - 1) 災害ハザード情報データの収集、整理  
災害リスク分析と課題の抽出
    - 2) まちづくりの方針
    - 3) 誘導区域設定方針
    - 4) 誘導区域案
    - 5) その他
  - 令和7年2月14日 第3回沼田市立地適正化計画策定委員会・幹事会
    - 1) 都市機能誘導区域・居住誘導区域
    - 2) 誘導施設
    - 3) 誘導施策
    - 4) 防災まちづくりの将来像・取組方針
    - 5) その他
  - 令和7年8月6日 第4回沼田市立地適正化計画策定幹事会
    - 1) 沼田市立地適正化計画案
    - 2) 目標値の算出方法
    - 3) その他
  - 令和7年8月21日 第4回沼田市立地適正化計画策定委員会
    - 1) 沼田市立地適正化計画案
    - 2) 目標値の算出方法
    - 3) その他
  - 令和7年〇月〇日 第5回沼田市立地適正化計画策定委員会・幹事会

2. 沼田市立地適正化計画策定協議会
  - 令和6年2月19日 第1回沼田市立地適正化計画策定協議会
    - 1) 立地適正化計画策定の背景とねらい
    - 2) 現況と課題の分析
    - 3) 市民意向の分析把握結果
    - 4) その他
  - 令和6年9月27日 第2回沼田市立地適正化計画策定協議会
    - 1) まちづくりの方針・骨格構造・誘導方針（案）
    - 2) 災害ハザード情報データの収集、整理  
災害リスク分析と課題の抽出
    - 3) 誘導区域の検討
    - 4) 誘導区域（案）
    - 5) その他

■令和 7 年 3 月 6 日	第 3 回沼田市立地適正化計画策定協議会 1) 都市機能誘導区域・居住誘導区域 2) 誘導施設 3) 誘導施策 4) 防災まちづくりの将来像・取組方針 5) その他
■令和 7 年 9 月 24 日	第 4 回沼田市立地適正化計画策定協議会 1) 沼田市立地適正化計画素案 2) 目標値の算出方法 3) その他
■令和 7 年〇月〇日	第 5 回沼田市立地適正化計画策定協議会

### 3. 沼田市都市計画審議会

■令和 5 年 11 月 27 日	第 45 回沼田市都市計画審議会 1) 沼田市立地適正化計画の策定に着手したこと 2) 計画に関する現在の検討状況 3) 計画策定までのスケジュール
■令和 6 年 10 月 24 日	第 46 回沼田市都市計画審議会 1) 経過報告 2) まちづくりの方針・骨格構造・誘導方針（案） 3) 災害ハザード情報データの収集・整理 災害リスク分析と課題の抽出 4) 誘導区域の検討 5) 誘導区域（案） 6) その他
■令和 7 年 3 月 26 日	第 47 回沼田市都市計画審議会 1) 経過報告 2) 都市機能誘導区域・居住誘導区域 3) 誘導施設 4) 誘導施策 5) 防災まちづくりの将来像・取組方針 6) その他
■令和 7 年 9 月 29 日	第 48 回沼田市都市計画審議会 1) 経過報告 2) 沼田市立地適正化計画素案 3) 目標値の算出方法 4) その他
■令和 7 年〇月〇日	第 49 回沼田市都市計画審議会

### 4. 市民アンケート調査

■令和 5 年 11 月 22 日～ 12 月 13 日	16 歳以上の市民 2500 人の無作為抽出 郵送による配布・回収、回収率 40.8%
---------------------------------	--

## 5. 住民ワークショップ

■令和6年8月17日

テーマ：

- ①沼田に住んでいて良かったこと・困ったことベスト3
- ②20年後のぬまとはどんな姿？

【第1部】

時間：10:00～12:00

対象者：白沢・利根地区居住者

参加者数：13名

会場：白沢地区コミュニティセンター 大研修室

【第2部】

時間：14:00～17:00

対象者：沼田・利南・池田・薄根・川田地区居住者

参加者数：23名

会場：テラス沼田 防災会議室402・403

## 6. パブリックコメント

■令和7年11月25日～  
12月26日

意見提出者：●名

意見件数：●件

## 7. 住民説明会

■令和7年11月27日

●●

## 沼田市立地適正化計画策定委員会設置要綱

---

### （設置）

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づく沼田市立地適正化計画（以下「計画」という。）を策定するため、沼田市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （任務）

第2条 委員会は、次の事項について協議するものとする。

（1）計画の検討に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

### （組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長の職にある者、副委員長は、都市建設部長の職にある者とし、委員は、総務部長、市民部長、健康福祉部長、経済部長及び教育部長の職にある者をもって充てる。

### （委員長等の職務）

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

### （幹事会）

第6条 委員会の効率的な運営を補助するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

3 幹事会は、第2条に規定する任務について資料の収集、調査及び研究を行い、その結果を委員会に報告する。

4 幹事会に幹事長を置き、幹事長には都市計画課長の職にある者をもって充てる。

### （関係者の出席）

第7条 委員長及び幹事長は、必要があると認めるときは、会議及び幹事会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### （庶務）

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、都市計画課において処理する。

### （その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 沼田市立地適正化計画策定協議会設置要綱

---

### (設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づく沼田市立地適正化計画（以下「計画」という。）を策定するため、沼田市立地適正化計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 協議会は、次の事項について協議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画策定等に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体等から推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 前項第3号に掲げる委員が協議会の会議（以下「会議」という。）に出席できないときは、当該行政機関におけるその職務を代理する者が、当該委員に代わり議事に参与し、議決に加わることができるものとする。

3 委員の委嘱の後に、当該所属の際の身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告が完了する日までとする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求める、その説明又は意見を聞くことができる。

### (事務局)

第7条 協議会の事務局は、都市計画課に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年11月4日から施行する。

## 2 策定協議会の委員名簿

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	森田 哲夫	公立大学法人前橋工科大学	会長
関係団体 (公共交通)	佐藤 俊也	一社) 群馬県バス協会	
関係団体 (商工)	小坂 哲平	沼田商工会議所青年部	
関係団体 (建設)	武田 寛	一社) 群馬県建設業協会沼田支部	
関係団体 (空き家)	春原 透	一社) 群馬県宅地建物取引業協会沼田支部	
関係団体 (医療)	林 秀彦	一社) 沼田利根医師会	
関係団体 (福祉)	松井 弘樹	社会福祉法人沼田市社会福祉協議会	副会長
関係団体 (子育て)	真下 真帆	沼田市子育て支援ネットワーク推進協議会	
関係団体 (防災)	米山 勝敏	沼田市消防団	
関係団体 (観光)	南雲 達也	沼田市観光協会	
関係団体 (地域代表)	R7:松永 亨 (R6):宮下 宏 (R5):高山 正	沼田市区長会	
関係行政機関 (広域圏)	R7:関 和弘 (R6):浦野 英司 (R5):浦野 英司	利根沼田広域消防本部	
関係行政機関 (群馬県)	R7:小島 康弘 (R6):小島 康弘 (R5):剣持 康彦	群馬県都市計画課	